

内閣官房(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
183	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財保護行政の所管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。	・平成19年の地教行法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興・地域活性化と一体となった取組が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首長部局で実施することによる効果があった。 ・道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせ首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続きが簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学者のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。 ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。 例)・テーマ性をもった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ) ・文化財を核としたまちづくりの推進 ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など ・鳥取県の中部地震の復興については、住宅の復旧が6割程度なのにに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。	・地方の魅力や産業の付加価値を生み出す拠点として地域活性化や地域経済への波及などの効果が期待できる重要な文化資源である文化財の保護・保存、活用までを、学術的価値を十分に踏まえた上で、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、既存の文化行政の枠組みにとらわれず、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できる。 ・また、災害復旧への迅速かつ機動的な対応を可能にするため、首長部局が文化財行政も所管できるようにすることが必要である。 ・なお、首長部局において文化財の保護と活用の両面を実施することにより懸念される、保護の側面が後退しないよう、文化財の保護等の学術的側面に明るく専門家を職員として配置するとともに、現在、教育委員会に条例の定めるところにより設置することができる、とされている「地方文化財保護審議会」について、首長部局への移管の際は必置のものとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 文化財保護法	内閣官房、文部科学省	鳥取県、山口県、徳島県	なし	ひたちなか市、徳島市、鹿児島県	○文化財の活用の観点から考えた場合、部局が異なっていることにより、横の連携がうまくいかず、史跡の整備・メンテナンス作成等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪いため、市長部局が埋蔵文化財をきめた文化行政も所管できるような制度改正が必要と思われる。 ○文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会部局だけではなく、都市整備部、経済部、市民環境部において創面的に歴史・文化に関わる施策を行っている市長部局と横断的・一体的な実施により施策効果を高めることが期待できる。
224	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるように、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。	【支障事例】 国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おいた大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。 【具体的な支障事例】 湯けむり景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりとの連携について ・平成24年に大分県別府市の明善・鉄輪地区が重要な文化的景観「別府の湯けむり景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化財所管課)。 ・一方で、同地区内で「まちづくり交付金事業」(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工房建設が進行。所管は別府市首長部局と大分県首長部局が担当。(いずれも観光振興所管課) ・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した湯けむり景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもなじまない。」とする指導があった。 ・景観や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。	【効果】 知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能となることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施や、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号	内閣官房、文部科学省	大分県		鹿児島県	—
249	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならぬ。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を動機とした用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号 別表第二 9、119	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県		宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県	○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 ○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる可能性がある。 ○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を動機とした用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市		福島県、埼玉県、中井町、静岡県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市	○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3~6ヶ月)、行方不明者の調査(3~6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的・目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもらいたい。 ○本県においても同様の支障事例があり、時間的・予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸防潮の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみの49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有権不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中) ○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部の氏名だけが記載された7人共有名義の土地があった。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。 ○相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。 ○市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、寺社や自治体所有の土地が権限や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治体等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたって相続が未完の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなることによるような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費が大幅に増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。 ○急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍簿本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれ的人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や元元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
27	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることも可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府令第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあつては、非常に厳しい状況となっている。	保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、弾力化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保護者にとってゆとりのある育児休業期間の確保により、一億総活躍社会の実現に繋がる。	〇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 〇特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府令第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)	内閣府、厚生労働省	長洲町		福島県、蓮子市、知多市、淡口市、新宮町、大村市	〇本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所予定を辞退し次年度の4月に再度申込み事例がみられる。配置基準の緩和により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。 〇育児復帰や就労家庭の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。 〇0歳児の保育ニーズについては子が満1歳を迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。 留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くても児童年齢の加齢により変動することとなるが、公定価格を年度を通じて同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無くれば施設改修や保育士の増員など、定員を増やすことも可能となる。 〇本市でも保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。 〇待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。 〇本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。
36	A	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。 なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。 これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。 事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市		青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、高松市、倉敷市、久留米市、沖縄県	〇幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 〇本市も、同様の経過があり、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。 〇本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 〇本市も、似たような状況にあり、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、認定こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 〇本市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。 〇認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 〇現在、認可外施設から地方数量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するために、窓口を一元化してほしい。 〇施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一貫的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が保たれていない。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の握り合せ等の事務が必要となっている。 〇本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。 〇幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	
38	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけでなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。 子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。 当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。 仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。 なお、第一次地方分権一括法及び関係政令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。	一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に資する。	〇児童福祉法第45条第2項 〇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省	須坂市		ひたちなか市、宇美町、新宮町	〇近年増加傾向にある0、1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。 〇本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。 〇待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できるとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。 〇保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管・文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。	【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県經由で市町村への間接補助	【補助制度の一元化】 事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援協議会、広島市		青森県、秋田県、山形県、栃木県、茨城県、川越市、船橋市、横浜市、新潟県、新潟市、石川県、長野市、大垣市、鈴鹿市、豊田市、豊田市、知多市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、伊丹市、倉吉市、徳島県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、大村市、熊本県、宮崎県、宮崎県、延岡市、沖縄県	<p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の経費の観点からも一元化するべき。</p> <p>○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>○【支障事例】 市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。 保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるように、改善していただきたい。</p> <p>○施設整備の補助制度については、二つの交付金の申請(保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金)が必要である現状においては、事務負担(行政のみならず、申請する事業者についても)が大きく、効率的ではないと考え、提案にあるように国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。</p> <p>○【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県經由で市町村への間接補助</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省それぞれの担当窓口とそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来している。また、申請時期が異なるため、内示の時期も厚生労働省4月・文部科学省6月とそれぞれ異なっており、内示率も統一されていない。そのため一方の内示率のみ著しく低い可能性を想定すると、事業を進めていくうえで、町の財政面に大きな影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>○また申請の段階で、文部科学省に協賛した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を実現する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての方が揃わないと着工手続きを進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に順じて、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。</p> <p>○本県においても、提案団体の審査等業務上の支障と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。</p> <p>○単一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ申請を行っており、補助対象経費の算定について各共用部分ごとに按分計算を行うなど事務の負担となっている。</p> <p>○幼稚園整備認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない。計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。</p> <p>○現時点で当該交付金の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、煩雑な手続きが必要となっている。</p> <p>○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく、同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれで行うことは、申請者や関係自治体にとって負担感が大きく合理性に欠ける。</p> <p>○交付金の所管庁については、これまでの経緯等から内閣府に一本化し、審査過程において必要があれば内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。</p> <p>○【支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。 具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。 事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案にあるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理(事務の非効率化)が想定されることから、制度改正が必要と考える。</p> <p>○【支障事例】 厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。 【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。 ○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。 ○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各省庁への申請事務については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを招いている。 国の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分をし、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算しているが、同一の法律に基づく、同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増設を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。</p> <p>費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。</p> <p>○本市においても、県との連携にズレが生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市は必要、県は不要という判断)補助金の一元化は課題であり、県を通すことで、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が届きにくくなっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
72	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における連携施設要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業の提供が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要ことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。教育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員のパ派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。現在は、平成31年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がらねない。 ①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。 ②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。	【制度改正による効果】 「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	内閣府、厚生労働省	越谷市		越谷市、加多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市	<p>○代替保育の提供が必要となる事業は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の欠けによるもの(保育士等)と見られる。</p> <p>「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらったケース または ②連携施設に児童の受入れを依頼するケースのいずれかとなる。</p> <p>①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考えられる。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(=代替職員)が自宅等に入り保育をすることになるため、家庭的保育者およびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。</p> <p>②連携施設に受け入れを依頼する場合では、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たさなくなる可能性がある。突発的な事業による場合は、給食の提供および午睡の確保など、連携施設にて円滑に保育を実施する体制を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もあることから、予定より保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業所内で保育体制を整える運営責任があると考える。人材確保が困難な状況の中、突発的な事業に対して全ての連携施設が即応できるゆりはないため、複数施設との連携は必須である。このため、「代替保育の提供」に限っては、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認証保育所)も対象に含めるのが妥当と考える。</p> <p>○本県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は困難である。</p> <p>○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。</p> <p>○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。</p> <p>○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設へ代替職員の派遣を行うことは困難。</p> <p>○本市において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の設置を促進し対応していくとしている。今年度までに3園開所しており、現在も開所についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、本市では小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定ができれば認可しているのが実情である。全国的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供を求めるとは現実的ではないと考えられる。「代替保育の提供」を任意項目とすることで、小規模保育事業開設の促進ができる。</p> <p>○代替保育の提供については、「職員を回す余裕がない」事故が発生した場合の対応(不安)等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に対しては、「可能な範囲での受入れも可」との指針を示し、連携施設となつてもらうよう要請しているところがあるが、仮に「連携施設の連絡」が立った場合であっても、実質的に確認していない。</p> <p>○本市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がらねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。</p> <p>○認可に係る協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から協力を示せる事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。</p>
76	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に必要がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。 ○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たっては、財産調査や強制徴収を行うことができます。学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に必要がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。 ○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たっては、財産調査や強制徴収を行うことができます。学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。	学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省令第24号) 児童手当法第21条第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	内閣府、文部科学省	伊丹市	旭川市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野田市、大村市、雲仙市、大分県	<p>○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。</p> <p>○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。</p> <p>○本市における平成28年度学校給食費は、約2億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数として少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。</p> <p>○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は約362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収もできないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。</p> <p>○本市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額が大きい事例は、生活困窮世帯からの徴収が安易かどうかという判定基準も重要であるように考える。</p> <p>○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。</p> <p>○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。</p> <p>○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食料選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。大垣市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率99.87%) 未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の運用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。</p> <p>○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触しているが、入金が少ない。</p> <p>○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするよう依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。</p> <p>○本市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事例は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られることにもコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が安易かどうかという判定基準も重要であるように考える。</p> <p>○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。</p> <p>○本市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。</p> <p>○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見極めて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題は、課題として挙げられており、強制執行等の手続等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次代の社会を担う児童の健全な成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申し出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望まないと考える。</p> <p>○本市においても給食費の未納が大きな課題となっている。本人からの申し出により特別徴収もしているが、納付義務者からの反応・行動が難ければ最終手続による強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。</p> <p>○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴収し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴収が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながるものと考えられる。</p> <p>○本市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返す所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
107	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。 また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3 生まれの子どもは、5/2 に2号認定になることから、5/1 時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。	補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市		旭川市、仙台市、福島県、川越市、新発田市、大府市、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。 ○本市においても、提案市と同様に私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとっても負担となっている。 ○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要だと考えている。さらに居宅訪問型を除く地域型保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されており、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通化するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。
174	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域少子化対策重点推進事業推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化	地域少子化対策重点推進事業実施要領において、 ①具体的な審査方法(審査体制、審査手続き、審査担当有識者名)等を記載したうえで、どの段階でどのような判断が出たのかも全ての申請自治体に公開し、審査方法の透明化を図ること。 ②公平な審査を推進するため、具体的な審査基準(単価の上限や委託金額の上限等数値で客観的に判断できるもの)を記載したうえで、全ての申請自治体に公開し、円滑に事業構築ができるよう支援すること。 ③審査スケジュールを明確に記載し、地方の予算や事業遂行に影響を与えないようにすること。	地域少子化対策重点推進交付金については、内閣府に申請を行い、その審査を経て交付決定を受けることとされている。また、審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。 また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を求めたり、申請時に入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、円滑な事務執行上過度な負担や公平な入札業務の支障となっている。 さらに、他県の事業例について内閣府からの情報提供がほとんどなく、少子化社会対策大綱の重点課題や当該交付金の目的である先進事例の全国展開の推進にも支障が生じている。	審査基準や審査手続き期間の明文化により、審査途中での事業内容の変更や追加資料の作成などの事務軽減につながるのととも、計画的な事業推進が可能となる。また詳細な積算資料や見積書の提出要求による事業者との事前協議等が不要になることから、公正公平な事業者選定も可能となる。 さらに他県等の情報を共有することにより、先進事例を参考に各都道府県、各市町村が新たに事業構築することが可能となり、少子化対策の全国展開にもつながるものと思われる。	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第4条、第5条、同実施要領 3(4)	内閣府	三重県、宮城県、広島県	旭川市、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、新潟県、浜松市、京都府、大府市、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、佐賀県、熊本	○対象事業の内容等も含めて審査基準が不明瞭であり、事業構築の際に苦慮している。また、書類提出や修正等の事務負担も大きく、採択決定のスケジュールの遅延等もあり、市町村が当該交付金を活用する上でのハードルは高くなっている。 一方で、地方にとって当該交付金は、喫緊の課題である少子化対策に向けた新たな取組を実現・実行するための貴重な財源となっている。当該交付金を有効に活用し、全国規模で少子化対策を強力に推進しているよう、制度の改善をお願いしたい。 ○平成25年度「地域少子化対策強化交付金」では7市町、平成26年度では3市町、「地域少子化対策重点推進交付金」に移行した平成27年度は2市町が活用したが、平成28年度は活用した市町村がなかった。 ○市町村の本交付金活用が減った要因として、「優良事例の横展開」を掲げ先駆的な事業の実施を推進しており、事業実施のハードルが上がっている点と「結婚支援」を重視した事業メニューの構成となっており、市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に係る取組が軽視されている点が挙げられる。 ○また、事業計画書に対する外部有識者審査の明確な審査基準が公表されない中で、繰り返しの修正指示を受けることから、事業の実施に大きな影響を及ぼしている。 ○以上ことから、審査基準を明確にするとともに、地域の実情に応じて実施する子育て支援施策についても交付対象とされるよう理力的な運用をお願いしたい。 ○【支障事例】 地域少子化対策重点推進交付金実施要領の確定が、自治体における予算要求時期に間に合わず、また、対象事業の情報提供も遅れがちなため、自治体における予算要求過程において、事業内容の構築・精査・確定に支障を来している。 また、事前の対象事業の情報と、その後の審査結果において、整合性がなく混乱が生じている。 ○本県では、学童支援を含めた子どもの居場所づくりについて、ひとり親家庭に限定せず、運営する自治体に対して運営費を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる運営費をひとり親家庭の児童数ひとり親家庭以外の児童数により按分せざるを得ないことから、事務の煩雑化に加え、当初見込数と実績数に乖離がある場合には補助額に変動が生じ、財源の見通しが不透明な状況となっている。 このことから、ひとり親家庭に限らず、支援の必要な子どもが幅広く利用できる居場所の整備を支援することができるよう、現行の補助制度の見直しを要望する。 ○交付決定までのプロセスに時間がかかりすぎる上、積算根拠として業者の参考見積書を添付する手法は、国から積算の重要指針があった場合、何度も参考見積書を送り直さなければならない、競争入札を実施した際に、その業者が、落札しなかった時には、業者に対し手間だけをかけさせている現状である。 また、事業執行を1年間で積算している時は、交付決定が遅れることで、事業実施に影響が出ている。この交付金を実施してきた実績から、良い事例についてはメニュー化し、有識者の採点の必要がない項目を追加すると、事務の簡素化を図ることで、交付金の利用実績が上がり、しいは少子化対策につながるものと考ええる。 ○本県においても、本交付金(平成28年度第2次補正予算)の実施計画書の提出に当たって、事務局からの指摘事項が何度も変化し、修正が必要になったため、事業の構築が困難な状況になるとともに、事務負担が増大した。具体的な審査方法や審査基準の明確化が必要と考える。 ○審査基準が明文化されていないため、事業計画に対する指摘が度々あり、事務負担が大きくなっている。また、申請手続き後、明確な理由なく承認期限が延長され、事業の円滑な執行の支障となっている。 ○審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が示されていないため、担当者においてはおよそのイメージで申請書を作成しなければならず、申請後においても、当初申請した計画に対しての修正が何度も繰り返され、交付決定を得るため事業計画が当初想定しているものから変わってしまっている。 また修正に対する事務対応が期限も短く負担となっている。 ○内閣府への申請段階において、入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、事務執行上過度な負担がかかる。 ○地域少子化対策重点推進交付金の具体的な審査基準等が明文化されていないため、外部有識者の意見が委員により異なり、前年度の指摘を踏まえて当該年度の事業計画を作成したにも関わらず、前年度とは全く異なる意見が出され、事業を見直さなければ実施できない状況になってしまうものもある。しかし審査スケジュールは大幅に遅れており、すでに市では予算が成立した段階であり、事業内容の修正が困難な現状である。有識者の審査事務の遅延は、内閣府からの正式な理由の提示がなされないままであり、行政内部はもとより対外的な説明にも苦慮するところであり、事業執行に大きな影響を与えている。 ○実施要領等で単価基準や上限数値を明文化せずに審査の過程で何度も金額の修正を求められ、過度の事務負担と時間を要した。自治体は要領等に基づき事業計画を作成し、内部予算協議を経て国に申請を行っている。予め審査基準や単価数値を明確に示し、公平で円滑な申請事務の実施をお願いしたい。 当初国の通知では28補正予算分は3月上旬交付決定予定が、本府では5月12日交付決定、29予算分は4月1日交付決定予定が、6月20日現在まだ交付決定待ちの状況。年度当初早急に委託事業の契約を締結する必要がある中で、内示が大幅に遅れ業務に支障を来した。自治体に対して提出期限の厳守を求めておられることから、国においても明確な理由がない限り自治体の事業遂行に支障が生じることのないよう審査スケジュールについて留意いただきたい。 ○キャンペーン事業を申請したところ、有識者審査において、「コストが高い」「費用対効果が見合わない」との指摘を受けたが、指摘事項が漠然としており、具体的に、どの経費をどの程度削減すべきとの指摘ではないため、感覚的に対応するよりなかった。 ○講師講演料について、講演料やあくまでも先例とした講師の人選について指摘がなされた例があったが、交付申請中の事業であり、講師の決定や具体的な交渉は予算措置後(交付決定後)にすることから、実態にそっていないことが多い。 ○審査においては外部有識者の審査を経ることとされており、審査に時間を要する上、承認期限が何度も延長されるため、計画的な事業推進の妨げとなっている。	
208	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	<現状> ・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。 ・幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。 <支障事例(総論)> 幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってしまう児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。 年度当初満2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3～5歳児学級のようにならざるに全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができず、児童の成長に影響がある。 <支障事例(その他)> ○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。 ○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。	<満3歳児未満の子どもの教育ニーズ>に対し、適切な対応を行うことができる。 ・2歳児であっても幼稚園等に入園しやすい環境となり、増加し続けている3歳未満児の保育ニーズに対し、保育園のみならず幼稚園等がその解消に資することが期待される。 ・施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、定員外園児の受け入れなどの防止に繋がる。	子ども・子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市	福島県、ひたちなか市、北九州市	○満3歳になる前に私的契約で入園をさせていると、市で把握することが困難であるため施設基準や職員配置基準が適正に満たされているかの判断が困難となることあり、施設給付費の加算の判定等に誤りが生じる可能性がある。このことから2歳児の受け入れについては基準等を設け制度の中に組み込む必要があると思われる。 ○第一次反抗期にあたる2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭等の育児負担の軽減が必要である。 自我の自覚めと行動範囲の広がり、数多くの言葉を獲得している時期である2歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
215	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川崎市、海老名市、静岡県、横浜市、豊田市、大阪府、伊丹市、堺市、山口市、山陽小野田市、徳島県、北九州市、新宮市、佐賀県、長崎市、大村市、熊本県、延岡市	<p>○(処遇改善等加算に係る事務) 加算認定に係る考え方が施設側で浸透していない中で、平成29年度は新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、施設側の不安をおおっている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に助言する行政側にも大きな負担がかかっている。</p> <p>(市システムによる請求事務の指導・助言) 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成29年度からは新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。</p> <p>○処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい。</p> <p>また、加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。</p> <p>○<制度が複雑かつ難解という点に関して> 施設型給付費について、分園のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚労省とで異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。 ①年度当初に区判で加算をつけていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、適って減額積算した。②事業者から、「直接厚労省に照会したところ「加算可」との回答を得た」との苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会。③内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初に選り、加算を付け直した。 ※該当する加算項目は主任保育士専任加算、療育支援加算、施設機能強化推進費加算等。</p> <p>○処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対象人数分弁別する等事務を簡素化して欲しいとの声寄せられている。</p> <p>○処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月28日付け事務連絡で考え方が示されているが、複雑かつ難解なため、市町村の説明や施設での運用に苦慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。</p> <p>○ 制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となり、事務負担が増大している。</p> <p>施設型給付費等算定の事務にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っているが、当月分の給付費は当月で支給と定められていることから、短期間で給付額の算定、請求、支給事務を行わなければならない、施設側・行政側ともに大きな負担となっている。</p> <p>施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものと考えられる。</p> <p>○本市においても提案自治体と同様に、施設型給付費に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。</p> <p>○ 提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり。</p> <p>1 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し (理由) 「3歳児配置改善加算」等、加算には担当職員の配置が要件とされているものが多いが、現在は月単位の認定であるため毎月配置状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。加算の適用単位を「6か月」若しくは「3か月」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>2 特定加算部分における「3月初日の利用子どもの単価に加算」要件の見直し (理由) 「施設機能強化推進費加算」や「入所児童処遇特別加算」等、特定加算部分については、多くの加算が「3月初日の利用子どもの単価に加算」とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、積算は翌年度4月とされる等でない。</p> <p>自治体及び殆どの事業者にとって3月～4月は決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算処理の遅れに繋がっていることから、加算の時期を「10月初日」とすれば、平準化による事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>3 処遇改善等加算の賃金改善要件分に係る加算見込額計算方法の簡素化 (理由) 賃金改善要件分については、各月初日の利用子ども数により変動することから、3月を待たない年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用に(い)との苦情が多く寄せられている。</p> <p>毎月の利用子ども数により支給するのでなく、「4月初日」若しくは「10月初日」の利用子ども数により1年分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の見込みの明確化に繋がる。</p> <p>4 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」、「一時預かり」、「病児保育」等を「複数実施する施設に加算」要件の撤廃 (理由) 「主任保育士専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となっている加算が複数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見い出せないにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。</p> <p>要件を中止すれば、自治体にとっても事業者にとっても事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>5 人事院勧告に基づく定額単価の適及改定時期の見直し (理由) 平成27年度及び平成28年度と、人事院勧告に伴う定額単価の適及改定が行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体でも事務対応に苦慮しているほか、事業者からも、この時期に人員費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。</p> <p>補正予算による対応であるためこの時期となっていることは承知しているが、9月～10月頃などの早い時期に交付となれば、自治体及び事業者ともに、事務の大きな遅滞に繋がるものと考えられる。</p> <p>○処遇改善等加算については、「基準年度の賃金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度上それらについては施設でしか推定・計上できないため、実績報告を受け市町村では、基準年度の賃金水準について正しく設定できているかどうか、判断がかなり難しい。また、施設・市町村双方で確認する書類も膨大になる。</p> <p>○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。</p> <p>○本市における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。</p> <p>○処遇改善等加算に係る事例については、提案団体と同様に、賃金改善要件分に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を把握できていない施設がある。</p> <p>賃金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。</p> <p>○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が極めて複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。</p> <p>○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。</p> <p>○計算方法が複雑なうえ、定額単価における人員費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単価改定ごとに給与規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にそぐわない。</p> <p>○提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。</p> <p>○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。</p> <p>事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。</p> <p>○制度が複雑・難解で行政・施設共に加算に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に業務効率化を図ることができる。</p> <p>○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。</p> <p>○制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が膨大している。</p> <p>提案市の具体例と同様に「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から提出された書類に対し訂正を求めるケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。</p> <p>○ 処遇改善加算について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側も職員の勤続年数の算出等の確認作業に時間がかかり、負担となっている。さらに、現行の加算に加えて新たな加算が追加されていくため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務処理負担が増大している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
216	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。 施設型給付費等の算定方法については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会			福島県、ひたちなか市、海老名市、静岡県、豊田市、知多市、大塚市、伊丹市、山陽小野田市、北九州市、新宮市、大村市、熊本市 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の定額に基づく給付費等に関する検討と併せて、各地方自治体が給付費等に上乗せして独自に助成している費用についても、同時に検討することが必要と考えます。 ○具体的には、現在、当市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。 ○また、多くの地方自治体でも同様に、市外に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合に、市の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。 ○しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用までは負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れ際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながると考えます。 ○本県内の市町においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み誤り等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆どが請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。 ○他市委託児童については、退所・利用者の異動・認定の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。 ○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。 ○本県においても処遇改善加算の審査事務が行っており、大量の書類の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。 ○提案団体と同様の事例が生じているため制度改正が必要であると考える。 ○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。 ○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事数は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に取り進む必要性を強く感じている。 ○当局においても処遇改善加算の審査事務が行っており、大量の書類の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。 ○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月当初人数ご給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならない、一定の事務負担が発生している。 <制度改正の必要性> ○管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一端は立て替え、年度終了後に国から国費負担金の特別として全額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込める。 ○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。
217	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の事務手続きの簡素化	地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施している。本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があり、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。現行では、国が要綱発出をするタイミングで県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出のタイミングと国の申請のタイミングを分けたうえで、国の申請スケジュールを明確にしていれば、国の申請スケジュールと県の申請スケジュールを合わせることが可能となるので、国の要綱を早期に発出していただき、申請スケジュールを明確にしたい。	国が交付金要綱を早期に発出し、申請スケジュールを明確にすれば、県が国のスケジュールに合わせて申請スケジュールを組むことができる。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府	指定都市市長会			盛岡市、福島県、ひたちなか市、蓮田市、海老名市、新潟市、大塚市、静岡県、倉敷市、山陽小野田市、高松市、今治市、北九州市、宇美町、大村市 ○地域子ども・子育て支援事業について、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施しているが、国が実施要綱を発出するタイミングで、県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出のスケジュールに合わせて、申請スケジュールを組むことができるため、事務手続きが簡素化される。 ○本県においても、国庫補助が8月に交付申請、12月に変更交付申請であったが、県補助は3月に交付申請通知が发出され、申請書と実績報告書の提出が同時進行となり、事務が非常に煩雑であった。交付要綱を早期発出していただくことにより、県も国と同時期の申請スケジュールを組むことが可能になると思われる。 ○国と県との交付申請にそれぞれずれが生じているため、記載内容が同一の交付申請書や実績報告書などの書類を双方に提出している。また、国と県の申請スケジュールが異なるなど事務手続きが煩雑である。 ○本市においても、国への交付申請(変更交付申請を含む。)と府への交付申請のタイミングが異なることによる事務の煩雑化が生じている。 ○国・県が申請スケジュールだけでなく、交付・精算のスキームも含め統一し、市町村の事務負担を軽減すべきである。 ○提案団体と同様に、国と県の申請スケジュールのずれにより、事務手続きが煩雑となっている。ほぼ、同一の様式となる書類であるだけに、同時期に申請や実績報告等を行ってほしい。 ○本市においても、国と県の申請スケジュールのずれにより事務手続きが煩雑になっているため、国と県のスケジュールを合わせることで事務の簡素化が図られると考える。 ○28年度において、実績報告書の様式が変更され、県の様式と異なるものとなっており、そのマニュアルも大量にあることから、大変な業務負担となっている。申請等の様式を統一していただくのと併せて、申請スケジュールを明確にしたい。 ○本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があり、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。 ○市において、国及び県の交付金交付手続が同時期にできるようにすることで、事務の簡素化が図れる。 ○国の交付要綱に基づき、本市の要綱を改正し運用しているところであるが、事業所からは財政面が厳しく、補助金の早期交付を要望する声が多い。現行の要綱に基づき、概算払いを行い、要綱改正後に、追加支給などを行う必要があり、事務が煩雑化している。国の要綱が早期に発出されれば、それに基づき本市の要綱を改正し、対応することが可能となるため、早期の発出並びにスケジュールの明確化を希望する。
221	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるよう明確化を求める	○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着眼点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び当市が定める項目では半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に対応に多大な負担が生じている。 ○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す訳にもいかないことから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反嫌疑等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。	○重複項目の一元化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監査主体の負担が軽減することにより、限られた人員の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時的な監査もさばりに実施できるようになる。 ○確認の取消しに値するような不適切な施設が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することができ、その結果を認可主体の県と共有することで、認可取消し等の行為も速やかに行うことが可能となること期待される。	・児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日(平成27年6月20日一部改正)府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号) ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松戸市			福島県、川崎市、海老名市、知多市、京都市、箕面市、徳島県 ○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度に基づく確認監査において重複項目について一元化されれば、実施自治体にとっても施設にとっても事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると考える。 ○施設監査と確認監査の所管部署が異なっており、重複する項目を二重に監査することとなっている。二重の監査の負担軽減と、責任の明確化につながる。 ○監査と確認の重複の解消に繋がるとは望ましいことであるため、意見に同調する。 ○当局においても、同様の事例が発生しています。 ○ただし、監査と確認の間で隙間ができ、どちらの対象にもならないような項目が出ないように行うべきである。 ○確認監査及び業務管理体制監査の実施内容は、施設が適正に運営されているかの監査であり、施設監査に内包されるべきものです。それぞれの施設の認可権者が行う施設監査において監査とするのが本筋です。全面的な制度の見直しは求められずとします。 ○新制度施行により市において確認指導監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指導監査の項目分けが明確でない。 ○また県と市が別に監査をすることになると何度も監査を受けることになり事業所としては負担が大きい。監査項目について、県と調整し、より的確で効率的な監査を実施すべきと考える。 ○本市においても、新制度幼稚園について、施設監査は県が、確認監査は市が主体となって行うこととされており、集団指導は毎年行っているが、実地指導については県と調整が図られておらず実施に踏み切れていないのが実情である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
223	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きょ保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市		ひたちなか市	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。
225	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなり、府においても抑止できない状況となっている。	・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市	福島県、横浜府、長野市、磐田市、出雲市、北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定め、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいため、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。
253	A	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市(H30年4月～)	幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとも、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。 ○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない移行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 ○「認定等の権限」とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考え、(「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県・中核市ともに負担が大きくなっている。 ・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。 ・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。 ○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。 ○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考え。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
255	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の利用定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すなど、義務付けの軽減にかかる事務負担の軽減	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の利用定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すなど、義務付けの軽減をすること。	特定教育・保育施設の利用定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとするとしており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとするとしている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なのではないか。	事務負担の軽減につながる。	子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項	内閣府	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大府市、神戸市、関西広域連合		旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、船橋市、横浜市、海老名市、石川県、長野市、浜松市、豊田市、高槻市、北九州市	<p>○子ども・子育てプランにおいて、都道府県は市町村の敷地を算入するだけの為、市町村での判断さえ行われていれば、都道府県での判断は必要ないと考えます。また整備事業を数多く実施しているため、対象施設が多く、比例して道と本市の事務量が多くなっている。</p> <p>○本市においては、新規開設園の認可時に県との協議期間として1か月を要するため、すべてのスケジュールを前倒しして行っている。また、既存園の定員内訳も変更時に園からの申し出があっても、県協議期間の1か月を空けて認めることとなるので、園の申し出に対して迅速な対応ができない。また、提案書の仰るとおり利用定員の設定、変更は市の実情に合わせて行っており、都道府県の判断によって変更されることが考えられない。</p> <p>○子ども・子育て支援事業計画に沿って利用定員の設定・変更を行うため、都道府県への協議については不要であると考えます。</p> <p>○左記支障事例と同様に協議にかかる事務負担が生じている。なお、「特別自治市」の早期実現を掲げる本市では、特定教育・保育施設の利用定員設定・変更についても、都道府県協議の必要性は小さいものと考えます。</p> <p>○特定教育・保育施設の利用定員の設定については、市町村が設置者と十分調整した上で行われていることから、「届出」に見直すなど、緩和することで事務の軽減や迅速化につながる。</p> <p>○本市においては、年間44件(H28実績)の定員設定・変更の手続きがあるが、申請の多くが4月1日から変更を目指して年度末に集中するため、相応の事務負担となっている状況にある。また、都道府県協議の意義として、市町村間の広域調整が考えられるが、当該調整は、市町村計画の策定時点における協議(子ども・子育て支援法第61条第9項)で行うべきものであり、市町村計画で定めた範囲内での施設単位の定員設定や変更については、都道府県協議を義務付ける必要はないものと考えます。</p> <p>○本市においても、利用定員の設定や変更については、市で策定した計画に基づき市の実情に応じて行うものであるため、県協議は不要であると考えます。</p>
257	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたととしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」の見える化)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条認定ことも園法	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府		高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。
258	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪府、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号) 	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府		高槻市、宇美町	○面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
259	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。
290	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。 (参考)平成28年度の職権による変更認定件数 ○和歌山市・・・約1,300件 ○御坊市・・・117件 ○岩出市・・・247件 ○かつらぎ町・・・75件	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度(職権変更による支給認定変更通知を受け取る)こととなるので、年度途中に自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。	変更認定事務を基準日に一括化することにより、市町村の事務負担が軽減される。また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中に自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項	内閣府	和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合		福島県、ひたちなか市、練馬区、船橋市、川崎市、逗子市、海老名市、磐田市、知多市、城陽市、出雲市、山陽小野田市、北九州市、宇美町	○認定区分の変更、保育標準時間・短時間の変更、認定期間の変更など、支給認定に関わる変更事務が多く、そのことに伴い保護者の手続き及び受け取る通知書も多いので混乱するとのご意見を頂く。また、職員の手事も煩雑になっている。待機児童の現況届の提出義務緩和も行われたので、2、3号認定の簡素化も要望する。 平成28年度 職権による3号から2号への変更認定件数2249件 ○満3歳児到達時に認定証を発行するが、利用者負担額に変更がないため、混乱を招いている。年度当初に利用者負担額通知と同時に送付した場合、事務量も削減され、郵送料の削減にもつながる。 ○本市においても、平成28年度の同様の事例については、第3号から第2号への変更認定事務の処理件数が約2,300件に上り、1月当たり200件弱事務処理が発生している。毎月事務処理を年一度に集約できれば、一括処理による事務処理の効率化が図られ、年間を見通した際に事務負担が軽減される。 ○職権変更処理を毎月行うことによる事務負担については、提案団体と同意見である。特に、保護者からの毎月の申請に伴う変更と職権変更が重複する場合など、ミスが増える要因となっていることから簡素化の提案に賛同する。また、大幅に事務を簡素化するためにも2・3号の区分を1つに統一することも検討頂きたい。 ○保護者にとり、年度途中の切り替えのメリットがなく、学年の概念でクラス編成をしている現状においては、認定基準日を4月1日とすることで、いわゆる年少以上未満とも一致することとなる。 ○提案団体と同様に、当該事務について毎月事務が発生しており、負担が大きい。年度始での一括発行の場合、年度途中での認定内容の変更があった場合に作業が複雑化する可能性もあつて検討が必要であるが、緩和により事務量を削減できるようにするのが望ましい。 ○本市においても支給認定事務については、提案団体の事例と同様に、保護者の申請によるものと満3歳到達時点の変更による事務手続きにより、多大な事務負担が生じている。 ○当市の職権による変更認定件数は、年間約600件。 ○現行制度では子どもが満3歳に達する都度(職権)に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改めることで、事務手続きの簡素化が図られる。 ○子ども・子育て支援法における支給認定について、同法第19条第1項第3号から同法第19条第1項第2号への職権変更認定の時点を、年度末の3月31日など、一定の基準日を設けた場合、毎月の事務負担軽減に繋がると思われる。また、本市の地域型保育事業において、満3歳になった児童については、原則として退所することとし、保護者が引き続き当該事務所の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末日(3月31日)まで利用できるとしている。仮に、第3号から第2号への支給認定変更(基準日)が設けられた場合、年度中に3歳に到達した児童が一律に当該年度末まで入所を継続できる等、利用者においても、制度についてより理解し易くなるものと思われる。 保育料や給付費について、現行制度では年度当初の児童の年齢を基準としているため、年度途中で支給認定に変更(3号→2号)があつたとしても当該年度においては保育料等に影響は及ぼさないこととなっている。そのため、第3号と第2号の児童が同じ基準で保育料、給付費の決定をなされるという状況が生じている。上述のような基準日が設けられた際には、このような状況も発生しないものと思われる。 ○本市においても、同様の事例が発生しています。支給認定を受けていても施設入所がかなわないため支給対象とならない例も当然にありうる制度設計であり、全面的な見直しが必要である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
296	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることがないよう強くお願いするとし、市町村に対して事実上義務付けがされている。 FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わりなく、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。 認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業を設置していきたい」と考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等違いについて、明確化されたい。	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できることとすることにより、限られた費用で地域全体の子育て支援を有効に行うことができ、効果的に事業を実施することが可能となるとともに、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上にも資する。 また、両事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効果的に実施することができる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市		徳島県、宮崎市	○本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならないと条例で定めており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。
18	B 地方に対する 規制緩和	その他	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。	【支障事例】 マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上 マイナンバーが記載された申請書等が減ることによる情報管理の安全性の向上	窓口事務の簡素化による事務負担の軽減。 申請書の簡素化にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上 マイナンバーが記載された申請書等が減ることによる情報管理の安全性の向上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	今治市	いわき市、常総市、ひたちなか市、秩父市、日高市、文京区、横浜市、小松市、北方町、伊豆の国市、豊田市、京都市、大阪市、高槻市、出雲市、光市、山陽小野田市、徳島市、西予市、東温市、飯塚市、田川市、五島市、宮崎市、鹿児島市	○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。 また、国保加入時に届書へ個人番号を届出人(原則は世帯主)が記入しているため、加入時以降の国保関連届書(申請書)への個人番号の記入を省略できるのではないかと考える。 ○本市では、資格取得後の被保険者における資格・報酬・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号をキーとして統一した電脳システムで管理を行っている。資格取得時にマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行うことにより、なりすましによる不正受給等を防止することは可能と考える。 現行は申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果として現場の効率化に結びついていない。 また、マイナンバー記載済申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるため、本市でも保管場所の確保に苦慮しているところである。 マイナンバーの取得は、最小限にとどめることがマイナンバーの漏えいを防ぐ意味でも有効であると考え。 マイナンバーの取得を最小限にとどめるため、資格の取得以外の申請書類については、マイナンバーの記載を不要とするよう、国民健康保険法施行規則を改正していただきたい。 ○マイナンバーの記入が義務付けられたことにより、受付や事務処理に時間がかかるようになった。本市においても高額療養費の支給申請は大量であり、マイナンバー記入についての説明や厳重な本人確認が、窓口混雑の一因となっている。住民の負担の軽減のためにも、マイナンバーの利活用が見込まれない申請・届出については、マイナンバーの記入を義務付けないように見直しを求める。 ○提案団体の今治市と同様の支障事例が生じており、提案内容と同様の措置を求めるものである。 (1)受付事務の煩雑化と市民の待ち時間増について 例示の高額療養費支給申請書については、平成28年度34、800件の提出があり、2、900件/月であった。今治市と同様に1件1分の増と仮定すると、高額療養費支給申請書のみで、本市(国民健康保険課、区民課等)全体で2、900分/月(=48時間20分)の増である。 なお、個人番号の記入が必要な届書等全体では、平成28年度で約10万件であり、8、333分/月(=139時間)の増である。 (2)軽微なものの個人番号の収集について 例示の被保険者証等再交付申請であるが、証等の再交付そのものについては、申請時点の情報が再交付すればよく、証等記載事項に変更の必要があるような場合には、その内容に応じた別の届出等がなされるべきであり、個人番号の収集の必要性を住民に説明することが困難である。 (3)個人番号記入済届書等の保管について 従前の文書の保管とは区別して、セキュリティが確保された保管場所を確保する必要がある。 ○支障事例にも述べられているとおり、被保険者証の再発行については必要性を被保険者に説明することが難しい。窓口における事務処理が増えていることは事実であり、また、個人情報保護の意味からもマイナンバーの記載を求める申請書について再度精査をする必要があると考える。 ○本市では高額療養費の支給申請時、2回目以降の申請のためマイナンバーが取得済みである時には、再度マイナンバーを取得することはないが、申請・届出書類へのマイナンバーの記載、説明に係る時間が大きく、マイナンバーの記載された申請・届出書類の管理方法も含め、対応に苦慮している。 被保険者の申請手続きにかかる負担軽減及び行政の事務の効率化のため、マイナンバーの記入を義務付ける申請・届書の見直しを求める。 ○マイナンバーを記載する申請・届出受理の際はマイナンバーカード等によりマイナンバー及び申請者本人のマイナンバーである確認を行っているため、マイナンバーの利活用が想定されない申請・届出(被保険者証の再発行申請等)については不要な事務作業となっている。 また、平成27年10月22日付厚生労働省通知「個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について」の第3①を根拠とし、申請者が自身や家族の個人番号がわからない(本人確認書類不十分や記載拒否を含む)場合等は無記載のまま受理し、職員が事後に補記を行っているため、これについても当該申請・届出においては不要な作業となっている。 ○マイナンバー制度が導入され、確認作業等に時間を要し事務作業が煩雑になり、結果、待ち時間の増大等、住民サービスの低下に繋がっている。 また、番号等を確認できない場合でも申請を受けられるようになっているため、申請に必要なものの説明をする際に大変苦慮している。 情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出以外は申請及び受付業務の負担軽減を図るよう要の措置を講じるよう求める。 ○申請書へのマイナンバーの記入や本人確認書類の提示を求めることは、本市においても窓口処理が煩雑となる要因となっています。また、その必要性に対して住民に納得のできる説明ができず、トラブルを招くこともあります。今治市の提案ならば、情報連携による添付書類の省略が可能となり、本人の利便性が上がることから、マイナンバーの提供について積極的に提案できます。その上で、マイナンバーの提供を拒否した場合は、これまでどおり添付書類を提出していただくよう案内できれば、申請者に選択権を与えることができるので、トラブルを回避できます。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
19	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。</p> <p>なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。</p>	<p>・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもとに定める命令第13条第2号</p>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p>	<p>豊田市</p>	<p>矢巾町、ひたなから市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大分県、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和木町、菊池町、南阿蘇村、水川町、津奈木町、錦町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖波町、高崎県、三股町、高尾町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、植葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東牟婁町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会</p>	<p>○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。</p> <p>○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。</p> <p>○本市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもとに定める命令第13条第2号で規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。本市では、予防接種法第28条ただし書きに基づき(実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条の「経済的理由により、その費用を負担することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと懸念する。他の法種に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事例についても同様の措置を望むものである。</p> <p>○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。</p> <p>○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象となるため、特定個人情報の利用が可能となることにより、利便性の向上に寄与すると考える。</p> <p>○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
20	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、予防接種に関する記録に関する情報がある。</p> <p>しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考える。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。</p> <p>また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。</p>	<p>適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</p>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p>	<p>豊田市</p>	<p>矢巾町、ひたもたか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山口県、防府市、美祢市、福岡県、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福岡市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、戸屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、高崎市、鎌倉市、大村市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長門町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々木町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南関町、水町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西郷市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高橋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、綾塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちきぎ普木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、</p>	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、清瀬市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、産間味村、北大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原町、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
53	B 地方に対する 規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、熊本市、福岡市	○当団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同等に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。
54	B 地方に対する 規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。
55	B 地方に対する 規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇第86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	—

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、本市における効率的な事務につながることで認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号による措置)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、本市における効率的な事務につながることで認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、新倉市、熊本市	〇本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本来転倒であり、この提案事項に賛同する。〇本市においても、費用徴収事務を行うにあたり、賦課認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。情報照会が可能となることで、利用者側に求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
249	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号 別表第二 9、119	内閣府、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県		宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本市	○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 ○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の住民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる可能性がある。 ○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。
42	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支障事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市区町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市区町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。 各支援担当県は、当該県内市区町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市区町村の関係に係る規定はなく、県と市区町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市区町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市区町村職員10,375人、39.4%)	【効果】 被災市区町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市区町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分 第149回九州地方知事会議特別決議採択	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大塚市、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市	○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市区町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をする必要は、大変有用であると考えた。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。 ○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市区町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのになかなか影響があった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義(最終的に誰が負担するのか)が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市区町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていただけた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考えられる。 ○平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままでも、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。 ○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めていたものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。
108	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の「調査に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の調査に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法」、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の調査を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等への調査を行った。 本市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。 半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたって被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	1.「調査手続の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたり、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待する。 また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効果的かつ効果的な調査が可能となる。	「災害の被害認定基準」 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府<防災担当>)	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後高野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	常総市、ひたちなか市、上越市、大塚市、亀岡市、八尾市、伊丹市、鹿児島市	○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建の早期にできるものと思慮される。 ○南海トラフ巨大地震のうら市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。		
166	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。 この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間での契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。 生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配達については、配達業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、予定をはるかに上回る時間を要した。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支障事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に関しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するといった手段をとることができない。	今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時、内容によって現物給付が金銭支給を選択できることにより、民間賃貸住宅借上(みなし)の事務手続を大幅に簡素化することができ、被災者への迅速な支援につながる。 また、生活必需品の支給についても、引換券等の配布が可能となれば、やりとりが2者間になることにより連絡調整が簡略化されるとともに、被災者自ら赴いて必需品を受け取ることにより配送トラブルが回避され、被災者にとって必要な必需品を早く支給することができる。	災害救助法における現物給付の原則	内閣府	熊本市	平成27年の提案事項に「災害救助法の強力的な運用(大規模災害における住家の応急修理等の手続の見直し)に対する各府省からの第1次回答によると「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中開取りまとめにおいて、被災者に対する住まいの確保のあり方については、「現金給付とし、応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべき」など「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等のあり方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援を	北海道、仙台市、ひたちなか市、上越市、多治見市、福岡市、北九州市、田川市、熊本市	○本県においても、次のとおり支障事例がある。現在の制度では、金銭支給が認められておらず、借上型仮設住宅については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約後、行政が貸主に費用を支給するという契約手続を選択できない。また、市においては、生活必需品の支給について、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。 ○提案の効果が示されており、現物支給の例外が認められることで被災者への支援が迅速に行われるもの、制度の改正を望む。 ○大規模災害時の混乱状況を見ると、引換券により対応を行うことが被災者支援・事務軽減につながるものと考えられる。 ○災害救助法は応急的な救助を定めたものであり、現物給付が原則となっている。しかしながら、災害時に迅速、的確な救助を行うためには、金銭給付等も選択可能とできるように検討する必要がある。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
										実施すべき」との現行の枠組みにとらわれない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えている。」とされている。		
299	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。	災害により被害を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害援護資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	内閣府	岩泉町		北海道、岩手県、酒田市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大阪府、北九州市	○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
59	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	<p>○新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。</p> <p>○継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く)</p> <p>○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。</p>	<p>○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。</p> <p>特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。</p> <p>○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。</p> <p>○国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実質4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。</p>	<p>○事業の一体的、計画的・継続的な事業執行が可能となる。</p> <p>○今後も、毎年新規事業が増えるのに従って、変更申請件数の増加が確実視される中、軽微な事業費の変更に伴う申請・認定手続が不要となり、国・地方の双方の事務の簡素化及び事務作業の大幅な縮減が図られる。</p> <p>○計画策定段階(特に終盤)での事務の手戻りや計画の見直しに係る事務負担が解消され、計画的に申請準備が行える。</p>	<p>地域再生法第5条、13条、 同法施行令第9条、 同法施行規則第1条、 第2条、第10条、第11条、 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	岡山市		<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <p>北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、ひたなか市、群馬県、八王子市、三鷹市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、三上市、富山市、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、京都市、城陽市、大塚市、松原市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県、鹿児島市</p> <p>○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ○新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった。 ○本県においても、6つの継続事業のうち、「特区等を活用した産学官連携モノづくり高度化事業」始め5つの事業について、総事業費が2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○事業計画が3ヶ年、5ヶ年の計画であり、事業を実施していくなかで事業費の変動は起こりうる。そのような実態のなか、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	
74	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築	<p>地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。</p> <p>・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。</p> <p>・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。</p>	<p>・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。</p> <p>・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となった。</p> <p>・申請様式が地方公共団体に示されたのが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや熟意を国に十分に伝えることができなかった。</p>	<p>・地方の声をしっかりと聴き、制度の改善や事務負担の軽減を図るとともに、国における採択作業等を前倒しすることで、年度当初からの事業着手が可能となり、ロスタイムなく地方創生に取り組むことができる。</p>	地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	愛媛県 【共同提案】 広島県、松山市、八幡浜市、愛南町	<p>【提案趣旨に賛同】 今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町</p>	<p>北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたなか市、群馬県、埼玉県、八王子市、神奈川県、新潟県、新潟市、三上市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、京都市、大塚市、松原市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県、鹿児島市</p> <p>○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ○本県においても、平成29年度継続事業に係る変更申請について、5月末の交付決定まで増額分等の事業着手が認められず、4月当初から着手する必要のある事業については、一般財源で対応せざるを得なくなり、執行手続きも大変複雑になっているため、同様の措置を講じられた。 ○【支障事例】 ・新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった。 ・特に、プロフェッショナル人材事業については、年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約9割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった。 ○平成28年度については、交付決定が8月下旬であったため、その間事業を実施することが出来なかった。平成29年度については、事業内容及び事業費の軽微な変更についても認定手続きが必要となり、交付決定が5月下旬となったことから、委託を分割するなど事業実施にあたって負担が生じた。また、手続き面では事業内容の変更の有無それぞれに対応する必要があったほか、スケジュール及び様式等についても示されるのが遅く、短期間で準備を余儀なくされるなど、事務作業の面において負担となった。 ○29年度地方創生推進交付金の新規事業について、事業着手が5月末以降であったことから、年度当初から実施せざるを得ない事業については、交付金を想定して当初予算に計上した事業であっても、取り組みそのものを、交付金対象事業から外すこととなった。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	
144	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	<p>○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する。</p> <p>○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める。</p>	<p>承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。</p>	<p>交付金事業の効率化及び早期事業着手ができる。</p>	<p>地域再生法第13条 同法施行令第9条 地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	岩手県、秋田県、奥州市		<p>北海道、旭川市、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたなか市、群馬県、八王子市、三鷹市、神奈川県、新潟県、新潟市、三上市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、京都市、大塚市、松原市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県、鹿児島市</p> <p>○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。 ○本県においても、6つの継続事業のうち、「特区等を活用した産学官連携モノづくり高度化事業」始め5つの事業について、総事業費が2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○事業計画が3ヶ年、5ヶ年の計画であり、事業を実施していくなかで事業費の変動は起こりうる。そのような実態のなか、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
172	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定	プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。	【支障事例】平成27年度の開始時は国から都道府県への委託事業であった。その後、平成28年度は地方創生加速化交付金(補助率10/10)、平成29年度は地方創生推進交付金(補助率1/2)を使った道府県主体の補助事業となった。地方創生推進交付金については、新規事業及び事業計画の変更を伴う継続事業の場合、交付決定が5月下旬であり、前年度からの事業実施に切れ目が生じる。事業継続のために、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、事業受託者との契約を複数回締結することになる。その分、受託者にも事務負担を強いることとなる。 【制度改正の必要性】「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、地方への人材還流を推進するために、プロフェッショナル人材事業が位置付けられている。プロフェッショナル人材事業は、道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置して、各地域内の中小企業の高度人材ニーズを把握し、プロ人材とのマッチング支援等を行う事業である。埼玉県では、地域の中小企業に「攻めの経営」の意欲を喚起し、新たな事業展開を担う高度な「プロフェッショナル人材」を活用した経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのためには、事業が年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。	事業計画の変更を伴う継続事業の場合も含めて年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、本事業の財源である地方創生推進交付金が早期に交付決定されることで、事業の年間スケジュールが立てやすくなるとともに、事業内容の充実が図られる。	地方創生推進交付金制度要綱 第9 2 プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡(平成29年2月9日内閣府) 地方創生推進交付金等の採択事業の事業着手について(内閣府) 地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成29年4月28日内閣府)	内閣府		埼玉県		北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、富山県、滋賀県、岐阜県、大塚市、鳥取県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、高松市、徳島県、香川県、岡山県、広島県、鹿児島県	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○本県においても、5月末の交付決定であったが、当事業については、5月1日からの事前着手が認められた。しかし、年度当初から切れ目ない事業実施には県の単独財源が必要であったため、当初計画した年間スケジュールに高まった事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○平成29年度の新規事業及び前年度からの継続事業のうち事業内容の変更を伴うものについては、5月末の交付決定となり、基本的に事前着手が認められていないことから、当団体においても、当初予算により措置した事業に2ヶ月間着手できない状況となったこと。 実施期間の短縮に伴う、進め方の見直しが必要となるほか、特に、プロフェッショナル人材事業については、平成27年度に設置した拠点の運営を継続するため、交付決定までの間が当団体単独での負担となるなど、計画的な事業執行に支障が生じている。 ○平成27年度から全面的に取り組んでいる本事業において、交付決定が遅れ、国費を使用できない間も、中小企業への支援を切れ目なく継続して行うためには、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、マネージャー等専任職員の雇用契約を複数回締結する等、雇用契約上、不安定な身分に置かれることになる。 このため、交付決定を毎年4月1日までに先行、切れ目なく事業の実施ができるように制度改正する必要がある。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。
188	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化	<地方創生推進交付金> ○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	交付決定前の事業着手は原則として認められていない(公益上真にやむを得ない場合に限られ、その場合であっても、事業着手に先立ち、内閣府との協議を要する)。 このため、平成28年度に承認された事業計画から変更のある事業及び平成29年度新規事業は、5月下旬の交付決定後の事業着手となる。 また、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組み等の事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのたびに事業計画変更の認定を申請する必要がある。	事業の計画的な執行と、事務作業の効率化が図られる。 <地方創生推進交付金関係> ・交付金を利用した事業の着手時期を早めることができる。 ・次年度以降の年間の事業計画策定や変更の準備などを計画的に実施できる。	地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府		矢巾町		北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、三谷市、長野県、新潟県、富山県、愛知県、名古屋市長古市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、岐阜県、山口県、高松市、愛媛県、5島市、熊本市、宮崎県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。 ○【支障事例】平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○承認された事業計画から変更のある事業については、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。 事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化するとともに、内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認めるなど、地方創生に取り組む自治体の負担軽減及び効果的な事業実施に配慮すること。 ○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手ができないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなっている。 年度当初から事業着手ができるよう、スケジュールの見直しや、内示後に事業着手できるようにするなど制度を改善すること。 ○平成29年度の第2回以降の交付金申請スケジュールが示されておらず、事業を計画的に準備・実施する事が出来ない。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後に契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。
189	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金及び地域再生計画認定手続の改善	<地域再生計画> ○地方創生推進交付金の実施計画採択後に地域再生計画の認定申請を受け付ける。 <地方創生推進交付金> ○実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。 <制度全体> ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り下げることとなった。結果的に不要な事務手続を、短期間で処理する必要が生じた。 地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。	事務の効率化を図り、効果的な事業の推進が図られる。 <地域再生計画関係> ・地域再生計画の事務手続の効率化。 <地方創生推進交付金関係> ・地方自治体における地方創生事業の推進。地方創生推進交付金の積極的活用が図られる。 <制度全体> ・国の事務体制を拡充し、スピード感のある事業の推進と、地方公共団体における次の事業計画策定準備などを計画的に実施できる。	地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府		洋野町		北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県、三谷市、長野県、新潟県、富山県、愛知県、名古屋市長古市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、岐阜県、山口県、高松市、愛媛県、5島市、熊本市、宮崎県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○不採択となった事業について、不採択理由が示されなかったため、本県市町村において再申請に向けて実施計画の策定・実施が生じた。 ○【支障事例】 ・当県においては、2事業(計画)の不採択があったが、具体的な不採択理由が示されないため、再申請に向けた事業内容の見直しに苦しんでいる ・次回(2次分)以降のスケジュールが示されないため、9月補正予算等の予算編成スケジュールとの調整ができない ○明確な採択基準や不採択となった理由が示されないこと、次回(新年度含む)の申請ルールや様式の提示から、申請手続の期限までの日程に余裕がないことから、事業内容の十分な検討・精査が難しくなっている。 ○不採択となった団体には、不採択理由の詳細な説明をするとともに、速やかに次回以降のスケジュールを示すことなどで、事務の効率化を図られる。 また、事前相談から申請までに十分な期間を設けることで、不採択団体自体を減らすことができる。
246	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生関係交付金の運用の見直し	地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールでは、継続事業以外は年度当初から事業着手できない、交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めるなどし、年度当初から事業着手できるようにすること。 また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。	【制度改正の必要性】 現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままで、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。 【支障事例】 平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。政府関係機関移転基本方針(H28.3.22まち・ひと・しごと創生本部決定)1-2(1)による事業を申請したが不採択になっている。	地方の自主的な取組や創意工夫が発揮されることで、地域の実情に応じた取組を主体的に進めることができる。	地域再生法第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第10条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府		新潟県、茨城県、群馬県		北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、郡山市、ひたちなか市、神奈川県、三谷市、石川県、金沢市、静岡県、岐阜県、富山県、愛知県、名古屋市長古市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、岐阜県、山口県、高松市、愛媛県、5島市、熊本市、宮崎県、鹿児島県	○地方創生推進交付金について、不採択の場合に理由が明示されないため、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。 ・地方創生推進交付金において、交付決定まで時間を要するため、事業の実施に支障が出る可能性がある。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○明確な採択基準や不採択となった理由が示されないこと、次回(新年度含む)の申請ルールや様式の提示から、申請手続の期限までの日程に余裕がないことから、事業内容の十分な検討・精査が難しくなっている。 ○基本的な事業内容は変わらず、事業費に変動があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事前着手について条件の緩和が求められる。 また、事業の一部(不採択)について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不明瞭さが残る。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。 ○交付決定前に支出負担行為を行えないことで、民間事業者との契約締結に支障が生じている。年度当初から執行が可能になれば、円滑な事業計画の策定が可能になるので、認定スケジュールを改めるべき。 ○評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由も明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すべき。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後に契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
287	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の抜本的な見直し	1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一般財源が平成30年まで平成27年度水準に据え置かれているなか、地方にとっては貴重な財源となっている。 しかし、対象分野や対象経費の制約が多く、事前着手が原則認められておらず機動性がないこと、採択基準が曖昧であり、申請事業の採択、不採択の見通しが立ちにくいことなど、地方主体の取組の実施が困難になっている。 【1の事例】 プロフェッショナル人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタートし、平成28年度は都道府県事業として地方創生加速化交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施するよう通知があり、本県でも交付申請を行ったが、継続事業にもかかわらず年度当初の交付決定がなされていない。特例的に5月1日からの着手は認められたが、4月からの1ヶ月間は地方側で予算措置せざるを得ない状況である。 また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市とともに「2市1島プロモーション事業」を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請した部分は未だ交付決定されておらず、4月当初から事業が実施できない。 【2の事例】 本県から交付申請した「「兵庫人」を育成する教育の振興」や「若者定着・還流プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となったが、不採択の理由については明示されていない。	各地域の創意工夫に富んだ取組を計画的に執行することが可能となり、交付金の趣旨に沿った地方創生の実現に資する。	・地域再生法第13条第1項 ・地方創生推進交付金制度要綱 ・地方創生加速交付金制度要綱	内閣府	兵庫県、洲本市、滋賀県、大飯府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、神戸市、関西広域連合		○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○基本的な事業内容は変わらず、事業費に変動があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事前着手について条件の緩和が求められる。 また、事業の一部(一部)不採択について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不透明さが残る。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。 ○【年度当初からの事業着手】 新規事業、継続事業共に、交付決定が年度を明けて以降にも関わらず交付決定以前の事業着手が認められていないため、継続性や機動性を求められる事業の年度当初からの推進が困難となっている。事前着手を認めるか、もしくは、交付決定時期を前倒しにするなど、年度当初から事業着手できるよう制度改正を図りたい。 【不採択理由の明示】 不採択となった事業について、不採択理由を内閣府に問い合わせても曖昧な回答しか得られず、次に繋げるための事業改善を図ることができない。不採択であっても申請団体にとって次に繋がる対応を図りたい。 ○地域内の団体、企業などと連携して進めている事業などの継続的な事業実施が困難となる場合が想定できるため、事前着手の制約を排除していただきたい。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。 ○地方創生推進交付金について、平成29年度の実施計画を変更し提出したが、変更交付決定が5月末以降のため事業着手が遅れている。また、継続審査となった事業があり内示が6月になったため、更に着手が遅れた事業がある。 計画的な事業執行によりKPIの達成度を高めるため、実施計画に変更があった場合も4月1日までに交付決定できる審査スケジュールを要望する。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が6月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後に契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。	
274	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	【現状】 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。 また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。 【支障事例】 神戸市の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないことから、これを更新する必要があり、市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。	県の重要な拠点である三宮周辺地区の再整備が促進されることで、にぎわいの創出や国際競争力の向上、地域の回遊性向上等が期待できる。	・都市再開発法第3条 ・都市再生特別措置法第2条	内閣府、国土交通省	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合			
91	B 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかがみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	内閣府	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県		福島県	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
92	B 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	内閣府	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県			沖縄県	—
93	B 地方に対する規制緩和	その他	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の度に見直しの声がしばしば聞かれる。	整備法第124条 同法施行規則第34条	内閣府	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県			福島県、山梨県、愛媛県	—

警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
10	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大	駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適用除外の項目を拡大すること。	駐車場の駐車面積が500㎡以上である路外駐車場においては、駐車場法施行令第7条第1項により、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」などについて出入口の設置が制限されている。長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設けることができない区域となっている。長崎市中心部の思案橋電停付近において、建設当時は適法で整備されたが、電停の延長が行われた結果、現在、既存不適格建築物(駐車場として使用中)となっている路外駐車場がある。当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等)又は再度路外駐車場として建替等が発生した場合、出入口に関する技術的基準の要件を満たさない。本市の路面電車の停留所においては、道路の中央に設置しているものの、車両の進入を防ぐ防護柵等が設置されており、駐車場出入口が近辺にあったとしても、交通安全及び交通の円滑化については、確保できるものと考えている。また、駐車場出入口を路面電車の停留所(安全地帯)の左側に設置する場合は、反対車線からの右折入庫ができず、入出庫は左折のみとなり、道路交通への影響は少ないと考えられる。今後、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留所が支障となり、駐車場法の技術的基準を満たす箇所がなく、駐車場の設置や計画自体が困難となるケースが想定される。それぞれの地域の事情に柔軟に対応ができるよう、道路管理者及び交通管理者の意見を伺ったうえで、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」についても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要と考える。	中心市街地での商業施設等の建築物の更新の際に、自敷地での駐車場確保が容易となることで、魅力ある商業施設等の建築が可能となり、地域の活性化に資する。また、パーク&ライド駐車場など、電停と駐車場を近接して設置することができ、道路交通の円滑化につながる。	駐車場法施行令第7条第2項	警察庁、国土交通省	長崎市				
96	B 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【事例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	当該地域の地域公共交通関係者間で合意を得て、必要性や安全性についての担保が図られたケースについては、路線バスと、区域運行バスや自家用有償旅客運送バス等との乗り換えを円滑に行うことが可能になり、利用者の利便性が向上する。また、利用者の利便性が向上することで、地域住民のバス利用増加に寄与し、地域公共交通の維持・確保につながる。	道路交通法第44条、第46条	警察庁、国土交通省	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県		ひたちなか市、新潟市、魚沼市、伊豆の国市、福知山市、防府市、大村市、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○本市でも、地域公共交通会議での同意を経て、一般乗合旅客自動車運送事業として4条許可で区域運行しているデマンド交通の利用者の乗降については、乗降場の目印を設置し、目印付近での乗降をお願いしている。これら区域運行しているデマンド交通の乗降が、路線定期運行バスのバス停と同じ場所に行うことが可能になることで、乗降などの利便性がより一層向上することから、制度の改正が必要である。 ○コミュニティバス運行については、交通空白地の交通手段確保と同時に高齢者や障害者等の交通弱者に対してサポートを行うことを目的としており、屋根のない停留所では悪天候の場合に傘をさしてバスを待たなくてはならない状況となる。利用者の利便性向上のためにも、路線定期運行バスの停留所を利用することについて認めていただきたい。路線バスを営業する運行事業者との協議が調えば成立すると考える。地域公共交通会議において、しっかりとした協議が必要である。バス停の管理や表示方法、費用の明確化が必要である。 ○全市的に、地域内移動を自家用有償運送、地域間移動を民間事業者による定期路線バスに委ねており、双方の円滑な乗継環境の整備によって、公共交通ネットワークを形成し、利便性向上を図る上で、自家用有償運送事業の車両の停車は必要である。 ○自家用有償旅客運送による輸送が中山間地において多くあり、4条バス事業者と自家用有償旅客運送事業者が各々バス停を設置している。これにより乗り継ぎを行うバス利用者はバス停間の移動が生じており、利用者の不便となっている。本県において、道路交通法第46条の規定を適用し、4条路線バスと自家用有償旅客運送車両が同一のバス停として使用している箇所はない。 ○今後の公共交通再編において路線定期運行のバス路線に結節点を設けることを検討しており、同様の支障が生じることが想定される。また、当該事業の改正は、路線定期運行のバス停留所と区域運行バス等の停車位置までの移動が不要になることから、利用者の利便性の向上だけでなく、安全性の向上に繋がるものと考えられる。 ○本市においても、乗合タクシー等の導入を予定しており、今後同様のことが想定される。 ○コミュニティバスによっては、路線バスへの接続を強く意識した時刻設定をしているものもあり、利用者の利便性を考慮すると、運行事業者間での合意を得たケースについては、バス停での停車を認めていただきたい。 	
162	B 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【事例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	当該地域の地域公共交通関係者間で合意を得て、必要性や安全性についての担保が図られたケースについては、路線バスと、区域運行バスや自家用有償旅客運送バス等との乗り換えを円滑に行うことが可能になり、利用者の利便性が向上する。また、利用者の利便性が向上することで、地域住民のバス利用増加に寄与し、地域公共交通の維持・確保につながる。	道路交通法第44条、第46条	警察庁、国土交通省	全国知事会、全国市長会、全国町村会		ひたちなか市、新潟市、伊豆の国市、福知山市、鳥取県、防府市、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○県内自治体の市では、デマンド交通のいくつかの乗降ポイントで「路線バス停留所乗継箇所」を定めているが、当該規制の関係でバス停留所から10m以上離れた安全な場所で乗降している。 ○本市でも、地域公共交通会議での同意を経て、一般乗合旅客自動車運送事業として4条許可で区域運行しているデマンド交通の利用者の乗降については、乗降場の目印を設置し、目印付近での乗降をお願いしている。これら区域運行しているデマンド交通の乗降が、路線定期運行バスのバス停と同じ場所に行うことが可能になることで、乗降などの利便性がより一層向上することから、制度の改正が必要である。 ○路線バスを営業する運行事業者との協議が調えば成立すると考える。地域公共交通会議において、しっかりとした協議が必要である。バス停の管理や表示方法、費用の明確化が必要である。 ○全市的に、地域内移動を自家用有償運送、地域間移動を民間事業者による定期路線バスに委ねており、双方の円滑な乗継環境の整備によって、公共交通ネットワークを形成し、利便性向上を図る上で、自家用有償運送事業の車両の停車は必要である。 ○自家用有償旅客運送による輸送が中山間地において多くあり、4条バス事業者と自家用有償旅客運送事業者が各々バス停を設置している。これにより乗り継ぎを行うバス利用者はバス停間の移動が生じており、利用者の不便となっている。本県において、道路交通法第46条の規定を適用し、4条路線バスと自家用有償旅客運送車両が同一のバス停として使用している箇所はない。 ○現在、本市において当該事業についての支障事例はないが、今後の公共交通再編において路線定期運行のバス路線に結節点を設けることを検討しており、同様の支障が生じることが想定される。また、当該事業の改正は、路線定期運行のバス停留所と区域運行バス等の停車位置までの移動が不要になることから、利用者の利便性の向上だけでなく、安全性の向上に繋がるものと考えられる。 ○コミュニティバスによっては、路線バスへの接続を強く意識した時刻設定をしているものもあり、利用者の利便性を考慮すると、運行事業者間での合意を得たケースについては、バス停での停車を認めていただきたい。 	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
													団体名
248	A	権限移譲	運輸・交通	自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。	【経緯】 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業所の撤去や保険料を未納とし、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。 【支障事例】 県及び県公安委員会では、事業者に義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をすに当たり限界が生じている。	保険の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金の規定などにより、法令で定められた義務を遵守していない可能性のある事業者の発見、指導・監督、摘発等を円滑に行うことが可能となる。 最低利用料金の規定は、利用者が適法に運転代行業を営む事業者を選定する際の参考にもなる。 また、適法に運転代行業を営む事業者が必要以上の価格競争を意識せず、安全性を確保するための整備費用や人件費に投資をすることができ、利用者の保護につながる。	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条	警察庁、国土交通省	静岡県		茨城県、滋賀県	○「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、随伴用自動車の任意保険加入が義務化されていないため、公安委員会からの認定の事前協議において、任意保険加入は認定の要件ではなく、任意保険未加入でも認定されることになる。このことは利用者保護の観点から問題である。また、当県は国からの権限移譲を受けたが、自動車運転代行業者への指導監督を行うには十分な体制とはいえない。ついでには、まずは、国の法制度の見直しと都道府県が運転代行業者への適切な指導監督が行える体制確保のため、国による十分な財政措置が必要である。 ○本県では、各事業所に対する立入検査や講習会などを通じ、事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、保険加入状況の報告義務化や最低利用料金の規定に関して具体的な規定がないことから、不良事業者の発見、指導・監督、摘発等をすに当たり限界が生じている。 ○本県では法第21条に基づき、保険の加入状況に係る報告書の提出を求めているところであるが、未提出の事業者も多く、実態把握が困難となっている状況がある。

個人情報保護委員会(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
265	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	【現状】所有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。【支障事例】府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かたではない。	従来確知できなかった空家等の所有者等の所在が確知されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪市、堺市		いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	<p>○ 近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿謄本、住民票、戸籍謄本を取得したが、所有者の住所が当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地あてに文書を送付したところ、返送されなかったため、転送先のものも想定され、転送先の住所が区では把握できないためそれ以上の対応は出来なかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしまったが、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家の状況を所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特措法の対象外だが、今後同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として欲しい。</p> <p>○ 空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも係わらず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることにより、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるようにして欲しい。</p> <p>○ 当市でも同様に住民票を置いたまま移動したために空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。空き家の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。</p> <p>○ 当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が該当空家のままになっている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるか、他の住所へ転送され、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報を入力することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。</p> <p>○ 既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても書類上、空家の所在地に居住していることとなっている等、判明しない事例がある。郵便物の返戻情報がないことから、実際の居住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件あり、適正郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき調査を実施しようとしたところ、連法第21条「通信の秘密」を理由に断られた経緯がある。</p> <p>○ 当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くものの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができず、対応に苦慮するという同様の支障案件が生じている。また、今後は、空家等の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家対策に有効であると考えられる。</p> <p>○ 当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においてもそのまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の問合せを検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条の対象となるが国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外となる」と回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。</p> <p>○ 明らかに居住が困難である空家を住所としている者に対し、住宅の状態を知らせる通知を郵送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたとみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。</p> <p>○ 当市内においても、固定資産税情報等を利用してもなお所有者の特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすることは所有者特定を円滑に進める一助となると考える。」</p> <p>○ 住民票を空家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できておらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考える。</p> <p>○ 当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親族等への聞き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効的な手段であると考えられる。</p> <p>○ 当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家対策の一環として、所有者と直接話をすることにより、空き家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考える。</p> <p>○ 所有者等の確知には大変な労力を要すること。また、利用できる情報をもってしても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考えられる。</p> <p>○ 空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事実があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待できる。</p> <p>○ 所有者が住民票を異動させずに転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業者が情報提供することは難しいと思われる。</p> <p>○ 種々事情があり郵便転送手続きしている人もいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確知でき、直接会って改善に向けて説得することができれば早急な問題解決にもつながる。一定の条件をつけてもよいので郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。</p> <p>○ 当市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。</p>

金融庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
67	A	権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づき、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。 現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。 また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関(経済産業局、財務局)になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。 【参考】 ■経営革新等支援機関 中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関	【権限移譲による効果】 国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 〔認定機関数〕(H29.2.6) 全国 25,956機関 広島県 1,186機関 都道府県が「中小企業支援策を実施するに当たり、施策の周知・説明や意見照会等、経営革新等支援機関を活用した施策の展開が期待できる。」 また、経営革新等支援機関に対する指導・監督についても、支援機関に身近な都道府県が行うことにより、迅速かつ地域の実情に即した対応が期待できる。	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省	広島県、中国地方知事会、宮城県			
108	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災証明に係る一連の手續・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手續の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 当市においては、住家の被災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。 半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するもの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近しい15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	1.「調査手續の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 また、被災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効果的かつ効果的な調査が可能となる。	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府<防災担当>)	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市	○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し被災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 ○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手續の簡素化」等による業務の効率化が必要である。	

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
1	B 地方に対する規制緩和	その他	地方自治法施行規則に定める歳出予算節の義務付けの規制緩和	地方自治体の歳出予算の節について定めた地方自治法施行規則第15条第2項「節の区分は、別記のとおり定めなければならない」の規定について、地方自治体において任意の節の設定が可能な制度とする。	現行、地方自治法施行規則において、歳出予算の執行科目(節)が義務付けられている。このため、地方自治体の財政状況を把握するために総務省が実施する地方財政状況調査(決算統計)その他予算・決算関連事務において、当該執行科目を当該調査項目に応じて分析する必要がある。【決算統計上の分類(地方自治法上の節):人件費(給料、職員手当等)、物件費(賃金、旅費、需用費等)、補助費等(報償費、役務費のうち保険料、負担金等)、普通建設事業(給料、職員手当等、委託料、工事請負費等)】。また、近年、財政のマネジメント強化のため、総務大臣から統一的な基準による地方公会計の整備促進、具体的には固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成、予算編成等への積極的活用が要請されている。固定資産台帳や複式簿記の運用に当たっては、歳出予算の執行科目(節)を複式簿記上の収益的支出と資本的支出に分析する必要がある。両事務とも、ICTを活用することで、分析の省力化が図られるものの、分析そのものの削減には至っておらず非効率的な面がある。	地方自治体が、実情に応じ、固定資産台帳の更新や複式簿記の運用に適した歳出予算の執行科目(節)を設定することで、分析の事務を効率的に行うことができ、決算統計等の予算・決算関連事務の簡素化・迅速化、複式簿記の仕訳に係る事務負担の軽減等につながる。また、複式簿記の仕訳の事務負担等が軽減されることで、現在、地方自治体における財務諸表の作成方法の主流である期末一括仕訳から日々仕訳への転換が進み、財務情報等を迅速に住民に公開できる態勢が整う。	地方自治法施行規則第15条第2項	総務省	山鹿市	資料①地方財政状況調査の節分析 資料②統一的な基準による地方公会計の整備促進(平成27年1月23日付け総務第14号総務大臣通知) 資料③複式簿記の仕訳分析 資料④決算分析、複式簿記仕訳の簡素化 資料⑤統一的な基準による地方公会計マニュアル(平成27年1月総務省)(日々仕訳、期末一括仕訳について)	○統一的な基準による地方公会計制度では、複式簿記による仕訳作業において収益的支出と資本的支出を区分する必要がある。歳出予算の執行科目(節)単位では、当市が採用している期末一括仕訳処理において、システムを用いて自動仕訳することができず、整理仕訳作業を伝票単位で行う事務負担が生じている。	
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起り、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。	・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもとめる命令第13条第2号	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		矢中町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、戸田町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小瀬戸町、佐々木町、熊本県、熊本市、玉東町、南阿蘇町、和木町、菊陽町、南阿蘇村、水川町、津奈木町、鶴岡市、大分県、大分市、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高瀬町、高瀬町、高瀬町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中津年町、南種子町、薩久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、和名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、産間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。 ○昨年度は、当市においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。 ○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給書類等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもとめる命令第13条第2号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。当市では、予防接種法第28条ただし書きに基づき実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない者」を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。 ○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象者となるため、特定個人情報の利用が可能となることにより、利便性の向上に寄与すると考える。 ○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
20	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、予防接種に関する記録に関する情報がある。 しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考え。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。 また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。	適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令第12条の2	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		<p>矢野町、ひたなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山口県、防府市、美咲市、福岡県、直方市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、佐々町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南阿蘇市、和木町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小塚市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
											宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇城村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常陸市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市	○当該団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税額から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同様に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のために提案に同意する。
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇児06号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇児1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の準備等の取扱いについて(平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながるかと認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置) (1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市	〇本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。 扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。 〇当市においても、費用徴収事務を行うにあたり、照会認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。情報照会が可能となることで、利用者側にも求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。	
249	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二 9、119	内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、沼津市、高槻市、熊本市	〇本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療費上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる可能性がある。 〇本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。		
297	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード申請受付の条件緩和化 通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付できなくなりますが、これを受付可能にすること。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われないため、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか又は、不備の連絡を住民に行うようにすること。	【制度改正の経緯】 ・転居等により通知カードの記載事項が変更になった後、通知カード付属の申請書等最新でない申請書IDが記載された申請書で、住民が申請を行うとマイナンバーカードが作成されない。 ・申請書にマイナンバーを書き忘れる等により、カードが作成されない。 ・市区町村を跨ぎ異動後に、転入前に通知カードとともに送付された最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行ったため、マイナンバーカードが転入前市区町村へ送付され、転入前市区町村が転入市区町村へ、当該カードを廃棄した旨を連絡する必要がある。 等事務が煩雑となっている。 また、外国人住民による在留期間更新前の交付申請について、在留期間更新前に作成された通知カード付属の申請書を用いた申請については受付可能である。しかし、在留期間更新を迎え在留期間を更新した後に、既に送付されている申請書で交付申請を行い、かつ、同時に市区町村側が当該住民の申請書IDを更新した場合は、J-LIS から当該住民の情報提供を受け、市区町村がJ-LIS へ在留期間等満了に伴う申請依頼を行ったとしても、当該住民の申請を受け付けられず、同通知のサービスが利用できない。 【支障事例】 【住民側】 上記によりカードを申請したが作成されない住民が出ている(月10件程度) (市区町村側) 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書ID が記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生している。 外国人住民が入国管理局等で在留期間更新の手続を行った際、市区町村窓口を経由しないため、通知カードに付属するマイナンバーカード申請書が使用不可になったことを口頭で伝えるタイミングが存在しない。	【住民の利便性の向上】 最新でない申請書IDが記載されたマイナンバーカード申請書を用いて申請してしまっただけでもカードが作成されることにより、再申請の必要がなくなる。 氏名・住所等が変更になった後も通知カードに付属するマイナンバーカードの申請書が使用できることにより、マイナンバーに関して複数の書類を所持する必要がなくなる。 【行政の効率化】 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担がなくなる。 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市区町村で実施する対応について(平成28年9月21日付事務連絡)に基づく処理を行う事務負担がなくなる。 誤って最新でない申請書IDが記載されたマイナンバーカード申請書を用いて申請してしまっただけでもカードが作成されることにより、再申請の必要がなくなる。 氏名・住所等が変更になった後も通知カードに付属するマイナンバーカードの申請書が使用できることにより、マイナンバーに関して複数の書類を所持する必要がなくなる。 【行政の効率化】 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担がなくなる。 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市区町村で実施する対応について(平成28年9月21日付総行第18号通知)」「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市区町村で実施する対応について(平成28年9月21日付総行第18号通知)」による事務負担がなくなる。	「通知カード及び個人番号カードの交付等」に関する事務処理要領 第23(1)及び(2) 「転入後に交付申請を行った者に係る個人番号カードが転入地市区長村に送付された場合の事務処理について(平成28年2月4日付総行第18号通知)」「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市区町村で実施する対応について(平成28年9月21日付事務連絡)」	総務省	郡山市	別紙あり ・制度改正前後のフロー比較	旭川市、秋田市、大館市、山形市、鶴岡市、朝霞市、福川市、船橋市、八王子市、青梅市、川崎市、新潟市、上越市、青森市、多治見市、北方町、島田市、豊田市、湖西市、豊橋市、春日井市、竜岡市、大原市、八尾市、神戸市、松江市	〇最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行った場合、申請が受理されずその事実が月1回のJ-LISから市区町村への情報提供により判明する。これを受けて、市区町村は申請者へ再申請が必要となる説明を添えて、最新の申請書IDが記載された申請書を作成・交付しなければならない。(月5件程度) ・申請者は、再申請が必要であることを知るまでの期間に加え、再申請から交付までに要する期間の長期にわたり交付待ちの状態となる。 ・市区町村側は、住民の氏名、住所等に変更が生じる届出を受けの際、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生して、制度改正が必要である。 〇マイナンバーカード申請時に手書き用の申請書を用いた際、個人番号の記載欄に不備があると、申請が受付されないまま申請者にも住所の自治体にも受付できなかったとの連絡がない。 そのため申請者はいつまでも何の連絡もなく、理由もわからないままカードが行方不明の状態となっており、苦情の原因となっている。 自治体も受付されていないことの実態がわからないため、J-LISへの確認や申請者への説明に多大な時間を要することとなっている。 そのため、今後は書類の不備で受付ができなかった場合はJ-LISから本人あるいは自治体へ受付できなかった理由を明らかにした上で連絡をしていただきたい。 〇申請が受付されなかった者の情報提供及び個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象について住民側への連絡等の対応が月10件程度あり、今後も送付先情報に変更になることが見込まれるため市区町村から住民への連絡増加が予想される。なお、転出した後に個人番号カードが前住地へ届いた者の転出先の市区町村への連絡も増加しており、上記同様他市への連絡対応、住民への連絡対応の増加が予想される。いずれのケースも住民側でなく市区町村を通して連絡を行うため時間がかかっているのが現状である。申請書IDが変更になっても受付を可能にする又は、申請を受け付けできなかった旨の連絡をJ-LIS側より行っていたくよう制度改正を要する。 また、手書き用の申請書を住民側がJ-LISに送付したものは住民側、市区町村へも不備の連絡がなされず本市でも住民側への説明に苦慮している。そのため受付できなかった旨の対応について今後、J-LIS側で行っていただくよう制度改正を要する。 〇通知カードに付属するマイナンバーカード申請書の氏名・住所等に変更があった場合、同申請書での申請ができない、カード申請後に住所異動した場合は、異動前の市区町村にカードが送付されるが、当該カードは破棄し異動後の市区町村にその旨連絡し、申請者は異動後の市区町村で改めて申請しなければならない。 また、マイナンバーカードの申請状況等がシステムにおいて確認できないため、住民の照会に対して必ず	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											浜田市、出雲市、広島市、山陽小野田市、高松市、松山市、宇和島市、東温市、北九州市、柳川市、朝倉市、大分市、佐賀市、長崎市、大村市、五島市、宮崎市、都城市	コールセンターへの問い合わせが必要である。 郡山市の支障事例は、全市町村で同様の取扱となっており、申請者においても市町村においても事務及び手続負担軽減を図るため制度改正が必要である。 ○氏名については主として戸籍の届出により変更になるため、マイナンバーカードの申請書を発行する住民登録地市区町村にお客様本人が来庁することなく、通知に基づき修正されることも多い。この場合、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく、マイナンバーカードの申請書IDが変更されてしまう状況である。 住所についても、例えば代理人が住所変更の手続きを行った場合等により、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付できないことも多い。 さらに、外国人の在留情報については、基本的に法務省からの通知により修正され、その際にも新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく申請書IDが変更されてしまうことが多い。 上記などにより、申請書IDが変更となってしまうカードが作成されなかった対象者については、J-LISから市区町村に通知がきたのちに、市区町村から住民に通知を送る経緯となっている。 これにより、市区町村が住民に通知を送る負担が増えるだけでなく、住民がマイナンバーカードを再申請する必要が生じてしまうため、住民がカードを受領するのに時間がかかってしまうという問題が発生している。 ○当市においても、郡山市と同様の理由により、市民がマイナンバーカード(以下「カード」という。)の交付申請を行ってもカードが作成されない事例が月50件程度ある。 当該事例については、毎月地方公共団体情報システム機構から情報提供を受けた後に、カードが作成されない原因を確認し、申請者へ再度交付申請を行うよう連絡しているが、①申請日から申請者へ連絡を行うまでに1か月以上の時間を要していること、②再度交付申請を行うには、申請者に顔写真を再度用意する等の負担が生じること、③交付申請書を受け付けできない理由を説明しても、役所側の理由であるとして申請者の理解を得られないことから、苦情の原因になることが多く、申請者が交付申請を取り止めるなどカード普及の支障になっている。 ○本市においても、同様の事例が発生している。特に申請に不備がある場合で、その不備の内容がJ-LISから申請者に連絡等がされていないため、「マイナンバー総合フリーダイヤル」に市民が直接問い合わせたが、市に問い合わせようと言われたとのこと。 市においても不備等の詳細な内容がわからないため、適切な対応を取れないケースもあり、場合によっては、申請書自体がJ-LISに届いておらず、個人情報などがどこかに漏れているのではないかとといった申請者が不信感を抱くケースに発展したこともある。
24	B 地方に対する規制緩和	その他	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認事項の条件緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準において、包括承認事項に該当する条件として、第2 2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるところを、「概ね10年」への改正	当市では平成19～21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバ網を整備し、市民に対して民間業者からインターネットアクセスサービスを提供しているが、維持管理費が使用料を上回り公費負担が重い状況であるため、初年度整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供してもらうことを条件に、設備を現サービス提供会社に無償譲渡する予定である。しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2 2(1)①において、包括承認事項に該当するには経過年数が「10年以上」との定めがあるため、3か年で市全域に整備した設備を10年経過した財産ごとに区分して譲渡しなければならず、財産の区分けや、その間の設備維持において市と譲渡先である民間業者の分担が困難となることから、整備施設全てが10年を経過するのを待って譲渡しなければならない。 ついでには、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2 2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるのを、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各府各庁の長の承認について」とおり、「概ね10年」とし、一体の設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。	早期に民間業者への譲渡が行えれば、現在のサービスに加え業者が持つ様々なサービスの提供や、全市域に光ファイバを整備した当市をフィールドとした実証実験等に活用することが可能となり、サービスの向上につながることを期待される。また、維持管理等に伴う市の公費負担の軽減が図られる。	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省	中津川市		京都府	○当府でも財産処分承認基準が10年となっていたため、廃棄できず、機器を倉庫内に保存していた事例があるため、財産処分承認基準の柔軟な運用は必要。
35	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能な基幹統計調査では、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、来庁時間が重なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数確保する必要も生じるなど効率が悪い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りにより訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。 現に、調査員からも、「他の書類は複写できるのに、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できないか」、「調査員を信用してほしいなどの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得ることが困難な場合が多いのが実情である。 世帯一覧には個人情報に記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報流失のリスクをより軽減できるものと考え。	調査員の転記時間や立会いのための職員の拘束時間が短縮される。 調査に要する時間と労力が軽減されるとともに調査区の把握が容易になることで、地域に精通していない調査員にも依頼しやすくなり、調査員確保に資する。 転記誤りをなくせることにより精度の高い調査がより効率的に実施できる。	国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定 最終改正 平成23年6月17日)	総務省	松山市	参考資料添付	旭川市、鹿角市、ひたちなか市、相模原市、経井沢町、高山市、東蒲町、城陽市、伊丹市、出雲市、徳島県、高松市、武雄市、大村市、宮崎市	○100世帯以上の世帯を転記する場合もあり、調査員に過大な負担となっている。 ○限られた人員体制で事務を進めているため、調査員の転記時間や立会いのための拘束時間は他の業務に支障が生じている。調査員確保が難しい状況の中、転記等に係る指導により辞退者が増加している。調査員からは、法令遵守と調査の円滑実施のどちらを優先しているのかとの声もある。国民への周知により理解を得ることは可能だと考える。よって、統計法施行令や施行規則等の改正により、円滑な調査実施に向けての検討を求め。 ○調査員の人員不足や個人情報保護意識の高まりから、調査が困難となる中、調査員には調査の重要性を理解していただき、調査を引き受けてもらっている。さらに65歳以上の調査員が大部分を占めているため、調査員の負担軽減や調査活動の効率化をするためには、国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能としていただきたい。 ○市民のプライバシー意識の高まりに加え、核家族化・共働き世帯の増加により訪問時の不在確率が増加しており、調査員からの調査世帯一覧の閲覧ニーズは高い状況にある。調査員の確保が難しくなっている中、調査員に居住する地域外の調査区を依頼するケースが増えていることや、ある程度時間に余裕がある高齢の方を調査員に依頼するケースが増えていることから、閲覧転記ではなく、複写を可能にすることで、調査員の労力が軽減でき、調査員の確保に資すると考える。 ○各種統計調査において、調査区確認に国勢調査情報の利用が可能な場合には、統計調査員の方々が国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧の閲覧、転記、又は複写を行っている。毎月、調査員の方々が閲覧に来ているが、統計調査員の確保が難しい状況であるにも関わらず、調査世帯一覧の転記には平均1時間程度の時間が必要なので、調査員の方々に負担を掛ける状況となっている。また、全数調査の調査期日時点前後の2週間は、職員が調査対象の方々からの問い合わせの対応に手一杯であるにも関わらず、閲覧中の調査員に立ち合わせざるを得ない状況となり、職員への負担も大きなものとなっている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
37	B 地方に対する規制緩和	その他	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じること	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断を市町村選挙管理委員会との判断で可能とする。	公職選挙法第40条及び第48条の2第6項に基づく、本村は、期日前投票所が1か所であるため、同投票所を開く時刻は繰り上げることができず、閉じる時刻は繰り下げることができないことにより、投票時間を短縮することができない。現在、仕事に就かれている方等は特に立会人を敬遠されることも多く、各自治会から選出される高齢者に立会人を務められているが、1日11時間半の立会の負担が重いことから、その選任に苦慮することもあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。	地域の実情に応じた期日前投票所の運営が可能となり、投票立会人の負担の軽減を図ることができ、それに伴い、多くの方が敬遠される立会人について興味をもつことにもつながると思われる。なお、投票者が極めて少ない日や時間帯があるため、市町村ごとの現状に沿って期日前投票期間を短縮しても投票への影響は少ないと考える。	公職選挙法第38条第1項、40条、第48条の2第5項及び第6項	総務省	◎鳴沢村、茨城県笠間市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂村、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村		ひたちなか市、福井県、多治見市、八代市	○【制度改正の必要性】投票日当日の投票所と同じように、選挙人の投票に支障をきたさないと認められる場合には、当該選挙管理委員会が地域の実情を考慮し、期日前投票所の開く時刻の繰り下げ、および閉じる時刻の繰り上げを行うことができるようにすることが必要である。 ○当市の場合は、夜間(19～20時)投票者数の期日前投票全体に占める割合は約10%と、現在のところ、夜間設置の成果は見られるところであるが、立会人の選任については、提案団体と同様、苦慮しているところであり、今後さらに人口減少が進み、夜間投票者数が極めて少ない状況になった場合は、その実情に応じた期日前投票所の運営が必要となる可能性がある。 ○本市においても、投票立会人は高齢者がほとんどで選任には苦慮しているため、期日前投票所の時間短縮は立会人の負担軽減や安定的な人員確保に一定の効果があると考えられる。 また、選挙期日当日の投票所は閉鎖時刻の繰り上げが認められているので、期日前投票においても問題は、過去の投票状況や地域の実情を調査研究する必要がある。
42	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害時において、東域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	大規模災害発生時において、東域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支障事例】九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行った。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	【効果】被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分 第149回九州地方知事会議特別決議採択	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大飯町、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市	○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、職員が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援を要する側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動することは、大変有用であると考えられる。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。 ○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義(最終的に誰が負担するのか)が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考えられる。 ○平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままで、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。 ○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めていたものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。
52	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。) また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本県には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	【効果】指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担うことにより、県のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市分であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されると想定される。) また、処分に対する審査庁が指定都市となることにより、指定都市の受給者にとっての分かりにくさが解消される。	生活保護法第64条、65条	総務省、厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市	○指定都市が処分となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事業)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。 ○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求があった場合の事業処理の加速化が図れるものと思われる。 (H28: 49件中31件(63.3%)、H27: 74件中42件(56.8%)) また、指定都市市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのはいわかりにくいと思われる。 なお、現状において、審査に当たっての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分庁(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。 ○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。
60	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。 また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	○管理委託先の一元化により、協定書や仕様書様式等を一本化でき、事務手続が簡素化され事務処理コストが大幅に削減できる。 ○手続の簡素化により、自治体の公営住宅管理業務のアウトソーシングが促進され、地方住宅供給公社等を中心とした広域的な住宅セーフティネットの構築(公営・特公賃・民間賃貸等)が期待できる。その一方、自治体の住宅管理業務に割かれていた人工を活用して既存ストックの改修や統廃合等、公営住宅ストックの改善促進に間接的に作用することが期待できる。 ○入居者及び入居希望者側においては、各種申請や問合せ先が管理代行者に一本化され、入居者等もワンストップで手続が実施できることによる住民サービスの向上が期待できる。	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	総務省、国土交通省	掛川市、袋井市		沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市	○管理代行と指定管理では、委託者が行える業務の内容の違いがあるため、窓口が管理代行者に一本化されることにより、住民サービスの向上につながるが、管理委託先の一元化は、事務手続きの簡素化になることから、事務処理コストの削減につながる。 ○当市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合築住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。 ○改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅と同様に家賃が応答家賃であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。 ○当市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを、管理代行制度に移行している(滞納者、不正入居者等への明達請求事務は市直営業務)。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移した公営住宅と同様の事務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続きでありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択肢が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
61	B 地方に対する規制緩和	その他	PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	PFI事業契約が締結され、将来、公用又は公共用に供されることが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売払いができないとされていることから、施設の建替終了後に余剰地となることが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。 【計画の時系列】 事業スケジュール(予定) ア 事業契約の締結 平成29年10月 [事業契約締結の相手方:PFI事業者] イ 施設の設計・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の県から第三者への売却が困難 (ア)四輪技能試験コース 平成30年12月末 (イ)二輪技能試験コース、二輪発着場、二輪車庫 平成31年2月末 (ウ)庁舎、四輪車庫 平成32年1月末 (エ)平面駐車場 平成32年10月末 (オ)立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末	公有財産の活用の選択肢が増えることで、次のとおり事業の内容や地域の実情に応じた効率的・効果的な公有財産の利活用を図ることが可能となる。 ・ 余剰地の買主及びその事業内容を早期に特定できるため、PFI事業と余剰地の買主による事業を通じた周辺環境対策(両者を通じた交通動線の設定など)や一体的な施設整備を効率的・効果的に進めることが期待できる。 ・ 余剰地の早期売却が可能となり、早期の財源確保が可能となる。	・地方自治法第238条の4第1項 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	総務省	愛知県		宮崎市	○PFI事業における余剰地活用は、財源確保や周辺との一体的な整備に対して有効な手法とされている。 ・PFI事業による民間ノウハウを活用した施設整備では、ハコモノの整備だけでなく、施設を中心としたまちづくりを客与する整備計画とする必要があり、本提案の実現により、効率的かつ効果的な事業推進が可能になると考える。
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考えられる。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県			
78	B 地方に対する規制緩和	その他	指定都市都道府県調整会議における加えることのできる構成員のうち地方議会からの代表者の選出方法について、地方議会に裁量権の付与	指定都市都道府県調整会議に加入することができる構成員について、地方自治法第252条の21の2第3項第3号及び第6号の「選挙により」と法定化するのはなく、地方議会において選出方法を決定することができるように見直す。	議員の選出方法については、地方自治法に、「～次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と知事の裁量がある。しかし、構成員の選出方法については、「選挙により」と法定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれの議会の判断に任せることが地方分権の本旨に沿うものである。 また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、当該調整会議は二重行政の解消等を目的とした場であり、その合意事項は法的拘束力が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出する際に、広域連合と同様の選出方法を法定化することは、手続きとして過大である。 本県では議長を構成員に選出している。諸事情により議長が辞任し、併せて当該会議の構成員を辞任した場合なども、その度に「選挙により」選出することが必要となり、議会の負担が増える。 さらに、議会でのそのような判断にも関わらず、議長を辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り、構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くこともあり得る。また、調整会議の開催前に急遽構成員を辞めた場合に、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないことも考えられる。	議員の選出方法について法で一律に規定するのではなく、地方議会が地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出することにより、特定の課題に関する調整会議の機動的な開催や事務手続きの簡素化など、効率的な行政運営が可能となる。	地方自治法第252条の21の2	総務省	宮城県	分権担当課と事業担当課は同一		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
103	B 地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の同意に関する事項の記載を不要とする。	辺地共聴施設等の小規模な共聴施設(51端子～500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されているところ。 その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第143条で定める、道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し、電柱共架に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含まれる資料が必要であり、届出を行う小規模自治体や市町村内の集落から不慣れた資料作成や手続きへの負担があるとの意見が寄せられている。 この点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まえれば、届け出の段階で一律に関係書類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出者に係る必要最小限の情報を把握した上で、必要に応じて放送法第175条に基づく資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護という目的を達成することは可能と考える。	小規模施設特定有線一般放送に係る範囲の届出に必要とする資料を簡素化することで、届出者の事務負担の軽減に資する。	放送法施行規則第143条から第145条まで	総務省	鳥取県、 関西広域連合、 京都府、 兵庫県、 和歌山県、 徳島県		多治見市	○法の範囲内において、事務手続きの簡素化が図られることが受信者の権利利益の保護に資するものと考えられる。
109	B 地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体の議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えることから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めるもの。	伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町総合事務組合という一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しか定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応に苦慮している。 ① 構成市町村等の数 56団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(田方地区消防組合⇒駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(裾野長泉清掃施設組合⇒裾野市長泉町衛生施設組合)	構成団体の名称変更について議会の議決を不要し、構成団体へ通知することにより事務の効率化が図られる。	地方自治法第286条第1項、第290条	総務省	伊豆市		ひたちなか市、川崎市、宮崎市、	○当組合は、県内17市町で構成される一部事務組合である。 現在、当組合の構成団体である町が市への移行を目指しているところであり、これに伴い、当組合の規約中、「町」を「市」と変更する必要がある。 本変更は市制施行に伴う単純、軽微な変更であるが、全構成市町の議会の議決が必要であり、事務負担が過大であることから、伊豆市の事例と同様、制度改正の必要性を認めるものである。 また、同構成団体により、地方自治法第252条の6に基づく協議会(都市圏広域行政推進協議会)が設置されている。 協議会の規約変更の際にも、全市町の議会の議決が必要であることから、協議会の規約変更の取扱いについても検討する必要がある(地方自治法第252条の6において例による同法第252条の2の2第3項)。 ○本市は4つの一部事務組合の構成団体になっており、県内の市町村合併が相次いだ時期は合併に伴い構成団体の名称変更が頻繁に行われ、変更を要する一部事務組合から、構成団体として議会の議決を依頼された。 議決を求められた事項には地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市議会が指定した市長の専決処分事項が含まれていたため、専決処分事項と議決事項を分離して議案とすることについて、一部事務組合と協議を重ねた。 このような構成団体との個別の協議は、普通地方公共団体と比べ職員数が少ないと目される一部事務組合にとっては多大な労務を要するものと推察できる。 このため、法の趣旨に沿った範囲で、事務の軽減を考慮した制度改正が望まれる。 ○単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催については、非常に負担。 ○県内自治体では、H30.10.1からの市制施行に向けて準備が進められている。これに伴い、同町が加入する9つの一部事務組合等において、規約の変更が必要となり、のべ235市町村(同町含む)において、議会の議決が必要となる。
128	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確り済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施するとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、 京都府、 大阪府、 兵庫県、 和歌山県、 鳥取県、 徳島県、 京都市、 大阪市		奈良県	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
286	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①については、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施するとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合			
143	B 地方に対する規制緩和	その他	審査請求の対象外となる却下処分手続きの簡略化	電話対応、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明らかに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱うとされていることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付している。 しかし、名称が「行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけでなく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。 具体的には、職員の発言や対応への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容の疑義などが多岐にわたり記載されており、審査請求人の主張が明らかに不適法なものであっても主張内容や適否を一つ一つ整理して裁決書を作成することとなるため、町内の関係部署においては非常に多くの労力を割いている。 また、こうした請求が長期間続いていることにより対応する関係部署の職員も疲弊しており、町の本来業務にも支障が生じている。	内容が単なる苦情であることが明らかであり、不服審査請求として不適当な審査請求に対する手続を簡素化することで、行政事務の効率化をはかり、住民サービスの向上のためのリソースが確保できるようになる。	行政不服審査法	総務省	川崎町		ひたちなか市、松原市、宇美町	○窓口対応における職員個人に対する不満等明らかに行政庁の処分でないものについて不服申し立てがされ、行政不服審査法上の手続(補正命令等)を経て却下する事例が発生している。明らかに行政不服審査法上の処分がない場合でも、簡易に却下ができず、事務処理上の非効率が生じている。 ○行政処分に対する申立ての形をとっているものの、審査請求人の主張が明らかに不適法な審査請求が多数行われている。具体的には、審査請求人に不利益のない決定に対して審査請求が行われ、審査請求の理由として、決定内容とは直接関係のない、職員の発言や対応への苦情等が多岐にわたり記載されているなどである。こうした請求が長期間続いていることにより、本来業務に支障が生じている。 ○本市では同様の申出があった場合には、制度の趣旨を丁寧に説明し理解を求めざるを得ないが、困難を要することが十分予想されるため、上記のような制度改正が必要であると考ええる。
158	B 地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併があまり進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。 また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されており、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込まれにくい。 一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考ええる。	各地方公共団体の文化施設等を共同して管理・運営することにより効率化が図られる。	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省	奈良県			
159	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園において、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考ええる。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県		ひたちなか市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択ののひとつとなり得る。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
192	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の不 適法却下要件の見 直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適法なものとして却下することができることとする。	地方財務行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数人が共同で請求する総代の互選に係る規定がない。 このため、共同請求人に対し総代の互選を命じたが、その命令に従わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適法となるとは考えがたく、監査請求を却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事案が生じた(過去には3,900人を超えることもあった。)。この事案において、総代が置かれなまま請求がなされ、陳述の機会が付与に係る通知等を1,300人以上に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用が生じた。	行政不服審査法に基づく審査請求制度では、共同請求人が総代を互選しない場合、審理員は、総代の互選を命じることができ、その命令を受けた共同請求人が総代を互選しないときは、審査請求を不適法なものとして却下することができることと解されている。 住民監査請求においても、同様の命令を監査委員が発することができることとし、総代を互選しないときは、当該住民監査請求を却下することができるよう求める。 なお、住民監査請求は、住民の権利利益を救済するための制度ではなく、行政不服審査制度と同様の総代の制度を設けたとしても、住民の権利利益の侵害には当たらないと解される。 総代を互選しない場合に却下されることとなると、あらかじめ総代を互選したうえで請求が行われることとなり、通知事務の負担の軽減など、円滑な事務処理に資する。 また、総代が互選されていれば、総代のみが補正に対応すれば足り、請求人の負担の軽減にも資することとなる。	地方自治法第242条	総務省	京都市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	通知方法に載量の余地はないか検討したが、判例(平成9年9月3日名古屋高裁金沢支部判決)に記載の請求人の権利義務関係を考慮し断念している。	郡山市、ひたちなか市、多治見市、浜松市、山陽小野田市、沖縄県、	○過去に2,000人以上の住民から監査を求められた事例がある。 ○当自治体においても、平成20年度において、約500人の連名により住民監査請求がされた事例がある。その際、代表者が決められていなかったことから、住民かどうかの確認や、これらの請求人への通知等に相当な時間と労力を費やした模様である。書留・配達証明の費用も多額となる。 ○平成28年度において、共同請求人が394名である事案が生じた。この事案において、代表者(総代)が置かれなまま請求がなされ、受理通知等を請求者全員に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用を要した。 また、請求人に対し、代表者(総代)を置くように伝えたが、「我々は皆が平等に請求をしているので、代表者は置かない」との回答であった。 よって、総代の互選について、監査委員が命令を発することができることとすることで、通知事務の負担軽減など、円滑な事務処理に資することになると考える。
193	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参照して監査委員が定めることができるようにすること。	【現状】 住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなくなったことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支障事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について問われるが、「様式として定められているので」としか答えられない。	各地方公共団体の監査委員の創意工夫により記載事項の簡素化及び明確化が図られれば、住民監査請求をしようとする住民の心理的負担を軽減することができる。 なお、様式を監査委員が定めることとされた場合、京都市においては、請求書の名称を「京都市住民監査請求書」としたうえで、職業の記載を廃止するとともに、請求の要旨に記載すべき事項を明確化したいと考えている。	地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式	総務省	京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市		郡山市、ひたちなか市、新宿区、浜松市、山陽小野田市、熊本県、沖縄県	○業務に支障が出ているとまでは言えないが、住民監査請求の要件や請求書の記載事項を十分に理解し、申請まで行うことが区民にとってはハードルが高い部分もある中で、表題が「職員措置請求書」と定められていることが一層混乱を招いている面がある。表題や様式を平易で分かりやすいものに改正していきたいと考える。 ○住民監査請求をしようとする者から、住民監査請求をしようとしているのに何故職員措置請求書という名称の書類をかかなくてはならないのかと質問をされたことがある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
194	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の監査期間の規定の見直し	① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事案に応じ、60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の期間の経過後に行うことができることとする。	【現状】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。 【具体的な支障事例】 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合には、60日間で監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5会派・58議員に政務活動費の不当利得があるとの住民監査請求においては、各会派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各会派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要があり、監査の結果を出すまで122日間を要したところである。 監査期限が一律に定められているため十分な内容の精査ができず、結果として粗雑な監査となる場合も考えられる。必要十分な証拠を入手し、監査結果を出すことが制度趣旨(直接、裁判所に住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされている。)にかなうと解されるところ、やむを得ず60日を経過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるといわざるを得ない。	監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合においては、期間を延長することにより、適法に、詳細かつ質の高い監査を行うことができる。 また、これにより、住民が監査の結果に納得し、住民訴訟を提起する必要がなくなったときは、住民側、行政側双方の負担が軽減されることとなる。	地方自治法第242条第5項及び第242条の2第2項第3号	総務省	京都市、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪府		京都市、ひたちなか市、福井市、浜松市、門真市、山陽小野田市、高松市、熊本市	〇本市においても、調査期間中に年末年始をはさんだことや、複数の請求が重なる等、調査期間が充分であったとは言い難い事例があった。また、実質審査の過程において要件の欠如が認められた場合、60日間は補正措置までの十分な期間を請求人に与えることも困難である。よって、監査委員の判断に基づいて監査の期間延長を行うことができるとするに賛同する。 〇本市においても、政務活動費に係る監査請求において60日を超えて監査結果を出した事例がある。法的安定性の見地から請求の期限を1年以上と規定していることとの整合性を考えた場合、監査委員の裁量で際限なく延長できる制度とすべきではないので、期限を定めて延長することができるよう規定しておく必要があるのではないか。また、延長することを請求人が認めなければならない制度設計とすか否かも検討を要する。さらに、60日の期間を延長した場合に、請求人に通知することも規定しておく必要があるのではないか。 〇本市では、請求書の内容に補正を求めた場合であっても、監査委員の監査及び勧告を必ず60日以内に行うようになっている。 住民監査請求については、市民からの請求により随時に行う監査であり、定期監査のように計画的に行うことはできず、また、請求内容も事前には不明であり、あらかじめ準備しておくこともできない。 このため、平成28年度においては、複数の住民監査請求を同時進行で監査したり、短時間で大量の資料を確認したりしたこともあった。 これまで60日を超えて、監査等を行った事例はないが、制度改正の必要性はあると考える。 但し、延長する場合にも、次の3条件を付することが必要であると考える。 (1) 期間延長に当たっては、真にやむを得ない理由がある場合に限る。 (2) 延長できる期間については、無制限でなく、一定の限度(例えば延長60日まで)を設ける。 (3) 請求者に対して、延長理由等を付して通知する。
204	B 地方に対する規制緩和	その他	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制の緩和を求めるもの。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。)第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。 「住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解される。 この取り扱いによると、自然人については区内への通勤・通学者、法人については、区内の支店等について構成員となることができない。本市としては、区域内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 具体的には、区内大学に勤務する教授や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。 指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じるものと考ええる。	規制が緩和されることにより、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の参画が可能となり、多様な意見を区政に反映させることが可能となる。	法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項	総務省	新潟市		川崎市	
226	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列举に債権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されません。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 ① 地方自治法施行令第158条第1項に限定列举された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	【制度改正の経緯】 本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を公会計化し、保護者が横浜市へ直接学校給食費を支払うことを明文化しました。しかし、公会計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入通知書の方は金融機関の窓口でしか支払ができないため、コンビニでも支払ができるようになるようご要望をいただいております。利便性の向上も課題です。 【制度改正の必要性】 納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が夜間や休日でも学校給食費を支払いやすいよう、コンビニでの納付ができる仕組みを整えることが必要です。学校給食費の99%については口座振替払いですが、残り1%の約2,000件及び毎月分の督促状約8,000件は納入通知書払いとなっており、保護者からは、利便性が悪いためコンビニエンスストア等で支払えるよう改善を求められています。なお、未納額は、過年度繰越分も含めると毎年度約1億9千万円となっています。	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市		千代田区、豊橋市、京都府、大阪府、山陽小野田市、大村市、大分県	〇給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性の向上を図ることができる。 〇現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、公会計移行時には保護者から同様の意見をいただくことが想定できる。 地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。 〇本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催告は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公会計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校持参、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を発行することとなった場合、金融機関だけでなくコンビニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込めると思われる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
265	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	【現状】所有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。【支障事例】府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合は含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内が定かではない。	従来確知できなかった空家等の所有者等の所在が確知されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 個人情報の保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市			いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	○ 近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿謄本、住民票、戸籍謄本を取得したが、所有者の住所は当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地にて文書を交付したところ、返送されなかったため、転送されたものと想定されたが、転送先の住所が区では把握できないためそれ以上の対応は出来なかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしまっただけで、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況を所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特措法の対象外だが、今後も同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として欲しい。 ○ 空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも係わらず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されていれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるように欲しい。 ○ 当市でも同様に住民票を置いたまま移動したために空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。空き家の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。 ○ 当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が当該空き家のままになっている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるが、他の住所へ転送され、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報を入手することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。 ○ 既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても書類上、空家の所在地に居住していることとなっている等、判明しない事例がある。郵便物の返戻情報がないことから、実際の居住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件程度あり、過去郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に断られた経緯がある。 ○ 当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くものの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができず、対応に苦慮するという同様の支障案件が生じている。また、今後は、空家等の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家等対策に有効であると考えられる。 ○ 当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においたまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の間合せを検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法10条の対象になるか国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外となる」と回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。 ○ 明らかに居住が困難である空家を住所としている者に対し、住宅の状態を知らせる通知を郵送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたとみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。 ○ 当県内においても、固定資産税情報等を利用してなお所有者の特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること」は所有者特定を円滑に進める一助となると考えられる。 ○ 住民票を空き家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できておらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考えられる。 ○ 当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親族等への聴き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効な手段であると考えられる。 ○ 当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家等対策の一環として、所有者と直接話をすることにより、空き家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考えられる。 ○ 所有者等の確知には大きな労力を要すること。また、利用できる情報をもつても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考えられる。 ○ 空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事例があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待が持てる。 ○ 所有者が住民票を異動させずに転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業者が情報提供することは難しいと思われる。 ○ 種々事情があり郵便転送手続きをしている人もいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確知でき、直接会って改善に向けて説得することができれば早急な問題解決にもつながる。一定の条件をつけてもよいので郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。 ○ 当市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。【支障事例】放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市			鹿角市、いわき市、ひたちなか市、船生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市、	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するとのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。 ○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多くように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務的に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることも検討すべきではないかと考えられる。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされず、法定相続人が多数にわたった場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話審判を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができた。解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。 ○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たう

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>えて親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。</p> <p>○ 問題のある空家等については多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。</p> <p>○ 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事例が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定できれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。</p> <p>○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。</p> <p>○ 本市においても1件の空室等に対し6〜7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及び不問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが置かずに住居のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。</p> <p>○ 住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。</p>	
285	B 地方に対する規制緩和	その他	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	<p>【現状】平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられるようになった。当該申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。</p> <p>【支障事例】同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならないが、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額を記載するが、個人番号については厳重な取扱いを要することから、通知書を多数作成しなければならない場合は、作成の時間に加え、情報管理等の負担が重たくなっている。なお、通知書の受け手側の市町村については、一覧表であっても、一枚づつであっても、作業に大きな変化はなく、むしろ一覧表で管理し入力したほうが作業はしやすいと思われる。ただし、「名寄せの際に事務が複雑になる」、「複数の様式が存在すると手続ミスにつながりかねない」との意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによるやりとりを可能とされた。</p> <p>【参考】 洲本市申告特例通知実績 平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:5,051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間 5.051通×5分/1通=約421時間 ※1通の通知書作成は約5分程度</p>	<p>複数の者に係る申告特例の通知を1枚の様式で可能とすることで、市町村の事務負担の軽減に資することができる。また、様式を受け取る側にとっても、様式の枚数が減少するので管理が容易となる。</p>	<p>・地方税法附則第7条第1項 ・地方税法施行規則附則第2条の4、第55号の7 ・「地方税法の施行に関する取扱いについて」第2章24の6(6)、(7)</p>	総務省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旭川市、鹿角市、山形市、三条市、山梨市、豊田市、出雲市、高松市、大牟田市	<p>○【支障事例】平成27年度税制改正において、ワンストップ特例申請が導入されてから、当該申請に係る事務量が増大し、1月10日までに申請書の受付を締め切り、1月末までに居住自治体に通知を发出しなければならないことから、1人につき1枚の通知を送付するとは、スケジュール的にも非常に厳しいのが現状である。試行錯誤しながら遅延につながらないよう、事務を遂行しているが、その期限を過ぎて送付してしまった場合、居住自治体より送付遅延により受付を拒否され、結果、寄附者が確定申告をしなければならなくなり、不利益が生じたケースがあった。</p> <p>【制度改正の必要性】同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、大量の通知書を送付する必要があり、必要な情報をリスト化して送付することは煩雑な事務の簡素化、ペーパーレス化の観点からも非常に大きい。また、個人情報保護の観点からも、様式改正することで、大量の通知の保管等、送付及び送付先自治体の負担軽減につながり、当該特例の運用の向上につながる。</p> <p>【参考】 他市申告特例通知実績① 平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:13,075件、919自治体(特別区等含む。) ※ 当市におけるワンストップ特例に係る業務(申請受付から通知送付まで)の推定時間は概ね5分13,075件×5分=1,089時間</p> <p>○「寄附金税額控除申告特例通知書」は、提案市同様事務負担の、個人番号の取扱いにより情報管理等の負担が重くなる一方で、一覧表にすることで、送付の枚数や作業量が削減される。</p> <p>【参考】 他市申告特例通知実績② 平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:207通、127団体・区 ※推定作業時間 207通×5分/1通=約1,035時間 ※1通の通知書作成は約5分程度</p> <p>○当初課税準備の繁忙期における事務の効率化は重要な課題であるが、当市における平成28年中の寄附に係る申告特例通知の受付件数は1万通を超えており、事務作業の手が膨大している。現在は、課税処理のために、通知1枚ごとに個人管理業務を記載したり、ハンチ項目に記号を付すなどの準備作業を行ったうえで、ハンチデータ化を行っている。申告特例通知が一覧表になり、かつ電子データでの受領が可能となれば、準備作業が大幅に軽減され、ハンチが不要になることから、当初課税事務の大幅な効率化が図られる。</p> <p>○「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」については、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならないが、本市においても、平成28年分は約2,900通の通知書を作成する必要があり、データ作成・印刷等にかかりの時間を要した。また、通知書には個人番号の記載があることから、慎重な取扱いが必要と判断し、約70の自治体に簡易書留にて送付したため、郵送経費がかなり増加した。そうしたことから、事務・経費削減のために、自治体ごとに一覧表で通知する様式に変更し、電子データでのやりとりを可能としたい。ただし、電子データのやりとりは、個人情報の漏えい等生じないように慎重な送付方法を検討してほしい。</p> <p>また、当市の通知書を受け取る側においては、個別に賦課資料を管理しているため、一覧表のデータから個別資料が作成できるようにしてほしい。</p>	
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	<p>公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。</p>	<p>道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。</p> <p>国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事例も存在している。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。</p>	<p>所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン</p>	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	<p>福島県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市中津川市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島県</p> <p>○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3〜6ヶ月)、行方不明者の調査(3〜6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってほしい。</p> <p>○ 本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸防衛の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみ49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不着者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不着者財産管理人との間で、訴訟提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)</p> <p>○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○ 市の中心部においては相続財産に産地があり、相続が死んでいる場合が多いが、都市隣辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が種家や住民の共有持分となっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持分の共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたって相続が未完の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動が激しくなるなど更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍簿本、改製原戸籍簿の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれ的人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから遡跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず、現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のための地補償費は課題であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。</p> <p>○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応が困難している事例がある。</p> <p>○ 道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員に共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地権団体の設立および認可地権団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応が苦慮している。</p> <p>○ 本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>置している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみで登記があり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に関しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改革が必要であると考え、これにより、内閣府と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内閣府を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考え、</p>	